

第 4 次 豊中市一般廃棄物処理基本計画
(素案)

平成 29 年(2017 年)月

豊 中 市

はじめに

豊中市では、平成22年度（2010年度）に第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画を策定し、「協働とパートナーシップに基づき『もったいない』のこころでつくる循環型社会」を基本理念に掲げ、焼却・破碎等処理されるごみの量を平成32年度（2020年度）には、平成21年度（2009年度）より20%削減することを目標に、市民・事業者・行政の三者で取組みを進めてきました。この結果、平成26年度（2014年度）まではごみの量の削減に向けて順調にごみの量は減少してきましたが、近年は人口微増の影響もあり、ごみの量は増加傾向にあります。

本計画では、第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画の基本理念を発展させ、発生抑制・再使用・再利用の考え方が、すべての市民・事業者・行政・NPO等の今後の行動指針となって欲しいという思いを込めて、「協働で取り組む循環型社会」を基本理念として定め、新たな減量目標としてごみの量を平成39年度（2027年度）には平成28年度（2016年）実績より焼却処理量を8%削減させ、大阪府内自治体の上位水準を上回ることを掲げました。この目標達成に向け、ごみ減量のこれまでの取組みを継続・強化していくとともに、食品ロス・ゼロに向けた取組みの拡充、地域での3R活動の活性化、事業系ごみ減量の取組みの促進などに力を入れて取り組むこととしています。

なお、本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づくとともに、第4次豊中市総合計画の分野別計画として、また第3次豊中市環境基本計画を上位計画として、定めたものです。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議を賜りました廃棄物減量等推進審議会委員の皆様方に厚くお礼申し上げます。

平成30年（2018年）3月

豊中市長

目 次

1		
2	第 1 部 ごみ処理基本計画	ページ
3		
4	第 1 章 総論 -----	1
5	第 1 節 計画策定の趣旨 -----	1
6	第 2 節 計画の性格と位置付け -----	2
7	第 3 節 計画目標年度 -----	2
8		
9	第 2 章 循環型社会の構築に向けた取組みの現状と課題 -----	4
10	第 1 節 豊中市の現状 -----	4
11	(1) 豊中市の概況 -----	4
12	(2) 大阪府内の他都市と本市との比較と他都市の取組み -----	7
13	第 2 節 循環型社会の構築に向けた取組みの現状 -----	11
14	(1) 処理システムの概要 -----	11
15	(2) ごみ排出量の動向 -----	14
16	(3) 循環型社会の構築に向けた取組み -----	17
17	(4) ごみ質の現状 -----	20
18	(5) ごみ収集・処理の現状 -----	22
19	(6) ごみ処理費用の現状 -----	26
20	第 3 節 減量目標の達成状況と計画策定に当たっての課題 -----	28
21	(1) 減量目標の達成状況 -----	28
22	(2) 計画策定にあたっての課題 -----	29
23		
24	第 3 章 基本構想 -----	33
25	第 1 節 基本理念 -----	33
26	第 2 節 基本方針と基本施策 -----	34
27	(1) 基本方針 -----	34
28	(2) 基本施策 -----	34
29		
30	第 4 章 循環型社会構築のための基本フレーム（減量目標等） -----	36
31	第 1 節 ごみ発生量の予測 -----	36
32	第 2 節 減量目標 -----	38
33	第 3 節 減量目標達成による効果 -----	41
34		
35		
36		

1		
2		
3	第5章 基本理念の実現に向けた基本施策	42
4	第1節 廃棄物の減量に向けた2R（発生抑制・再使用）と	
5	質の高い再生利用の推進	42
6	(1) 市民・事業者・行政の協働による循環型社会の構築	42
7	(2) 家庭系ごみ減量等に関する取組み	43
8	(3) 事業系ごみ減量等に関する取組み	44
9	第2節 廃棄物の適正処理の推進	45
10	第3節 美しいまちづくりの推進	47
11	第4節 災害廃棄物の適正処理	48
12		
13	第6章 計画推進のために	49
14		
15	第2部 生活排水処理基本計画	
16		
17		
18	第1章 生活排水処理の現状と基本的課題	50
19	第1節 生活排水処理の現状	50
20	(1) 生活排水処理システムの概要	50
21	(2) 生活排水の処理方式別動向と現状	50
22	(3) し尿・浄化槽汚泥の収集状況	52
23	(4) し尿処理手数料	53
24	(5) 処理施設の状況	53
25	(6) 公共下水道整備の進捗状況	54
26	(7) 市内河川等の水質の現状	56
27	第2節 計画策定にあたっての基本的課題	57
28	第2章 生活排水処理計画の基本フレーム	58
29	第1節 計画目標年度	58
30	第2節 し尿・浄化槽汚泥処理量の予測	58
31	第3章 生活排水処理基本計画	59
32	(1) 収集・運搬体制	59
33	(2) 処理体制	59
34	(3) 浄化槽対策	59
35	(4) ディスポーザー排水処理システムへの対応	59
36	(5) し尿処理手数料の適正化	59

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

資料編

(以下、作成中 見出しは第3次のもの)

- 資料1 計画の策定経過 -----
- (1) 策定経過 -----
- (2) 豊中市廃棄物減量等推進審議会での検討経過-----
- 資料2 目標値と計画収集量-----
- 資料3 用語の解説 -----

第1部 ちみ処理基本計画

1 第1章 総論

2 第1節 計画策定の趣旨

3 ①第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画の策定にいたる背景

4 豊中市総合計画は、豊中市自治基本条例（平成19年（2007年）4月施行）に基づき、
5 市政運営の根幹となるまちの将来像を明らかにし、これを達成するための施策を総合
6 的、体系的に示すものです。

7 豊中市では、昭和44年（1969年）から総合計画に基づくまちづくりを進めてきま
8 した。平成13年度（2001年度）からは、「第3次豊中市総合計画（目標年度：平成32
9 年度（2020年度）」のもと、市民、事業者、行政が協働・連携しながら、まちの将来
10 像の実現に向けて取り組んできました。

11 この間、昭和62年（1987年）から減少傾向にあった本市の人口は、大規模住宅の
12 建替え等により、平成17年度（2005年度）以降は増加傾向にあります。少子高齢
13 化や世帯人数の減少は進行し続けています。また、ライフスタイルや個人の価値観の
14 多様化をはじめ、子育て・子育て環境の充実や安全・安心な暮らしの確保、都市の活
15 力向上などが進み、人の流れも大きく変化しようとしています。

16 こうした本市を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応したまちづくりを進めて
17 いくために、第3次豊中市総合計画の目標年度を前倒しして「第4次豊中市総合計画」
18 を策定することとなり、また、これに伴いその分野別計画である「第3次豊中市環境
19 基本計画」「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」を策定することとなりました。

20

21 ②さらなるごみ減量に向けた新計画の必要性

22 近年の豊中市の人口は、豊中市が教育文化都市として良好な住環境等が評価されて
23 いること、また、千里ニュータウン地域の大規模集合住宅の建て替え時期とも重なっ
24 たことで、第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画策定時に想定した人口とは大きな乖
25 離がある状況です。現在は、市民一人ひとりの努力により焼却処理量の増加は抑えら
26 れていますが、当面の間、人口は微増傾向が続く可能性があることから、このまま
27 では、今後、焼却処理量は増加することが予想されます。豊中市伊丹市クリーンランド
28 のごみ焼却処理施設は、現行基本計画策定時の計画量（約100千t/年）を上回るごみ
29 が搬入されており、余力を持って処理することが困難な状況となっていること、また、
30 豊中市のごみの最終処分先である大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場につ
31 いては、安定的な最終処分場を確保するため、延命化を図る必要もあることから、今
32 後、さらにごみ減量を進めていく必要があります。

33 また、廃棄物行政を取り巻く社会的潮流としては、近年頻繁に発生する自然災害へ
34 の対策の強化が求められているとともに、食品ロス削減の取組みの充実の機運が日本
35 だけでなく世界的に高まりつつあります。

1 このような状況を踏まえ、現行の「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の基本
2 理念である「協働とパートナーシップに基づき『もったいない』のこころでつくる循
3 環型社会」の考え方を**発展させ**、3R（再生利用、発生抑制、再使用）から2R（発生
4 抑制、再使用）に比重を置く方向性を盛り込んだ「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計
5 画」を策定することとなりました。

7 第2節 計画の性格と位置付け（図1-1参照）

8 本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条で市町村に策定が義務付け
9 られたものです。循環型社会の構築に関わる法律や条例の整合性を保ちつつ、第4次
10 豊中市総合計画や第3次豊中市環境基本計画を上位計画として、豊中市の今後の循環
11 型社会構築に向け、ごみの発生抑制から収集運搬・処理（再資源化）・処分までのごみ
12 処理行政全般にかかる取組みの基本指針を定めたものです。また、国・大阪府や近隣
13 市と広域的事業を実施する場合の指針ともなるものです。

14 本計画において、循環型社会の構築に向けて豊中市が取り組む基本施策を明らかに
15 するとともに、市民・事業者・行政が取り組むべき基本方向を定めたものです。ごみ
16 減量に向けた基本施策についての個別の取組み内容については、今後策定する第4次
17 豊中市ごみ減量計画の中で具体化していきます。

18 **なお**、本計画は、豊中市廃棄物減量等推進審議会の提言及び審議内容を踏まえて策
19 定しています。

21 第3節 計画目標年度

22 第4次豊中市総合計画及び第3次豊中市環境基本計画の最終目標年度がともに、平
23 成39年度（2027年度）であることから、これら上位計画の最終目標年度と一致させ
24 るため、本計画の期間を、平成30年度（2018年度）を初年度とし、10年後の平成39
25 年度（2027年度）を最終目標年度とします。

26 **なお**、平成34年度（2022年度）を中間目標年度として、計画の進捗状況等に応じ
27 た見直しを行います。

図 1-1 第 4 次豊中市一般廃棄物処理基本計画の位置付け

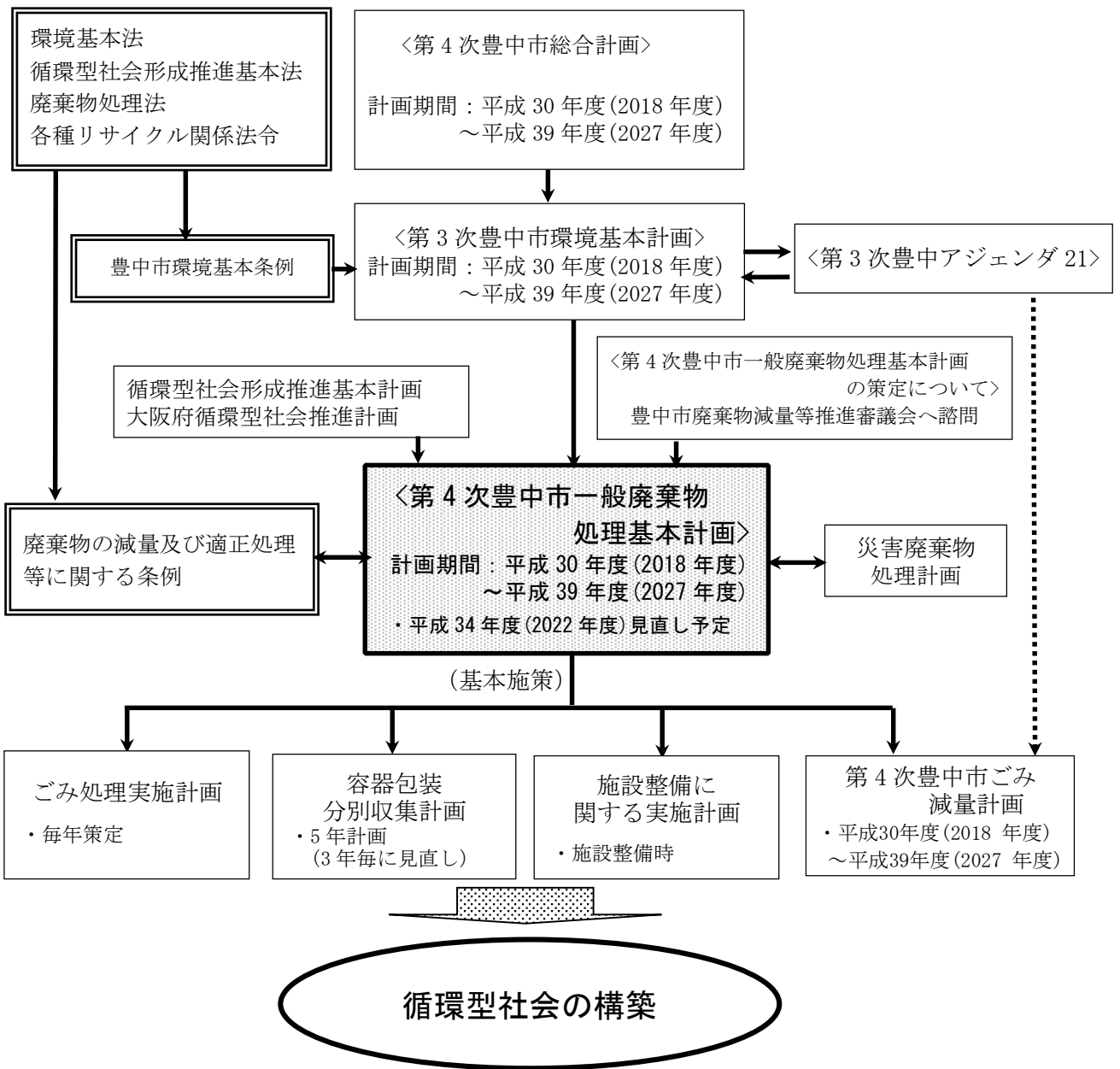


図 1-2 第 4 次豊中市一般廃棄物処理基本計画

平成30年度 (2018) 初年度	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022) 中間目標	35年度 (2023)	36年度 (2024)	37年度 (2025)	38年度 (2026)	39年度 (2027) 最終目標
← 前期 →					← 後期 →				

1 第2章 循環型社会の構築に向けた取組みの現状と課題

2 第1節 豊中市の現状

3 (1) 豊中市の概況

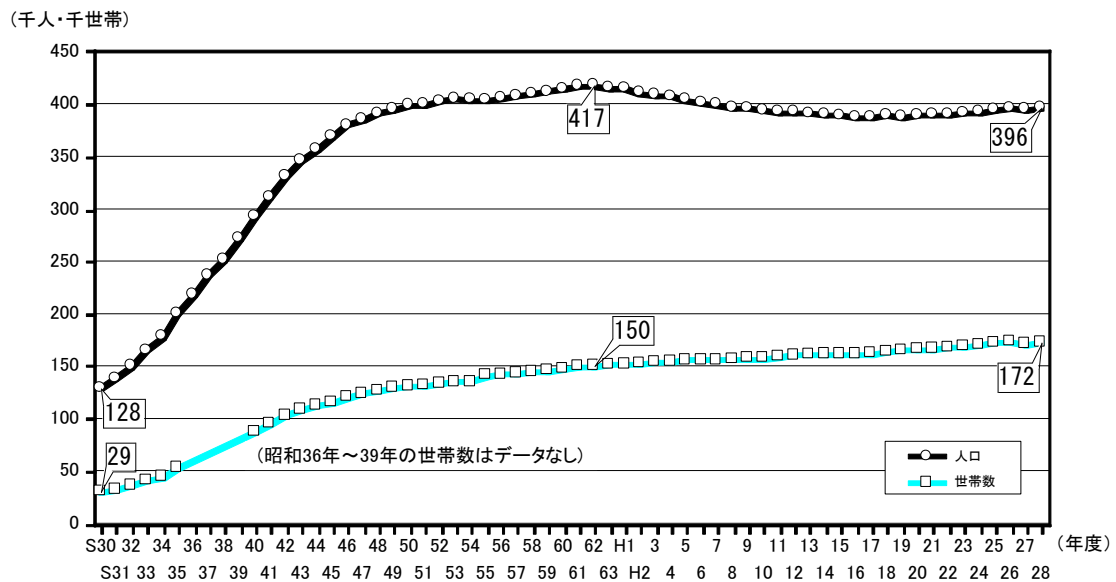
4 豊中市は、面積約37k㎡、東西に約6km、南北約10kmで、大阪市の北に隣接していま
5 す

6 大阪都市圏の拡大に合わせ、昭和30年（1955年）前後から、庄内地域を中心に多く
7 の木造賃貸住宅や文化住宅、小規模な戸建て住宅等が建設されるとともに、昭和40年
8 代に入ると千里ニュータウンの開発が進み、急速に人口が増加しました。

9 人口は、昭和62年（1987年）をピークに減少傾向にありましたが、平成17年（2005
10 年）を起点に増加傾向へと転じており、平成28年（2016年）で396,014人（平成28年
11 10月1日現在豊中市推計人口）となっています（図2-1参照）。老年人口（65歳以上）
12 は増加、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）は減少しており、少子
13 高齢化が進行しています。

14
15
16

図2-1 豊中市の人口の動向



17
18
19
20
21
22
23

1 豊中市の産業は、高度成長期に、庄内地域や阪神高速道路沿道地域へ機械、金属、
2 電気機械の中小工場が立地するようになりました。

3 現在の豊中市の産業は、事業所数、従業者数とも第3次産業である情報通信業、運輸
4 業・郵便業、卸売・小売業、飲食店・宿泊業、医療・福祉サービス業等で全体の8割以
5 上を占めています（表2-1参照）。

7 表2-1 豊中市にある業種別事業所数と従業者数（平成26年度）

8 （出典：平成26年経済センサス - 基礎調査）

		平成26年度			
		事業所数		従業者数	
		件	%	人	%
第1次	農林漁業	9	0.1	57	0.0
第2次	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
第3次	建設業	829	6.0	6,701	4.8
	製造業	1,295	9.3	14,939	10.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	12	0.1	840	0.6
	情報通信業	110	0.8	2,176	1.6
	運輸業、郵便業	306	2.2	7,946	5.6
	卸売業、小売業	2,932	21.1	26,464	18.8
	金融業、保険業	184	1.3	3,719	2.6
	不動産業、物品賃貸業	1,631	11.7	5,551	3.9
	学術研究、専門・技術サービス業	411	3.0	3,104	2.2
	宿泊業、飲食サービス業	1,751	12.6	13,006	9.2
	生活関連サービス業、娯楽業	1,242	9.0	5,778	4.1
	教育、学習支援業	691	5.0	12,815	9.1
	医療、福祉	1,658	11.9	24,789	17.6
	複合サービス事業	53	0.4	663	0.5
サービス業	732	5.3	9,489	6.7	
公務	31	0.2	3,004	2.1	
全業種合計		13,877	100.0	141,041	100.0

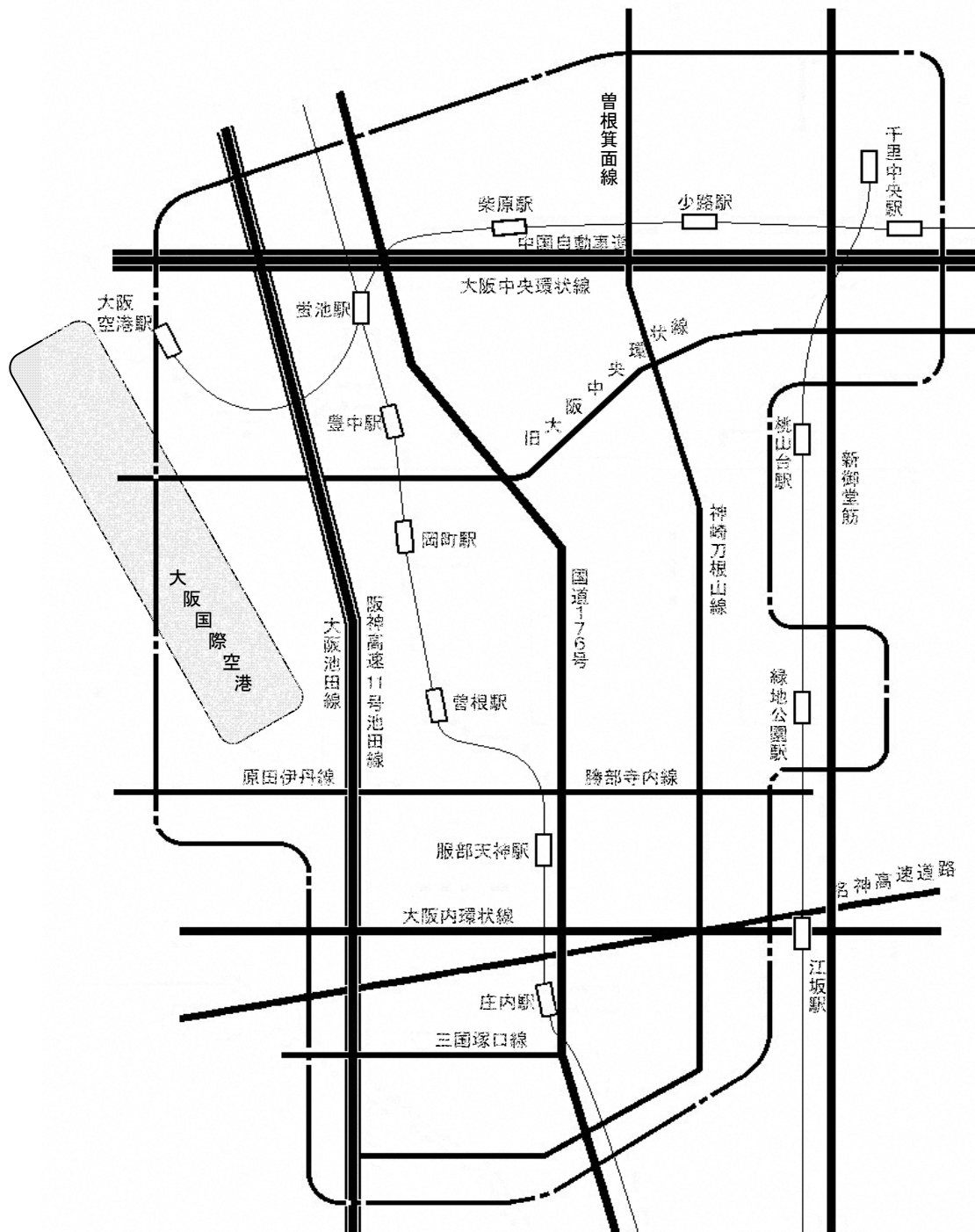
10

11

1 豊中市は、南北に阪神高速11号池田線、大阪池田線、国道176号、新御堂筋、東西に
 2 中国自動車道、大阪中央環状線、名神高速道路、大阪内環状線等の幹線道路が格子状
 3 に整備されています。また、鉄軌道では、南北に阪急宝塚線、北大阪急行電鉄、東西
 4 に大阪モノレールが整備されています（図2-2参照）。

5 北部は、住宅地域として戸建てが広がり、千里中央駅周辺はニュータウンとしてマ
 6 ンションが多い地域です。南部は住工共存地域であり、庄内駅周辺には古くからの商
 7 店街もあります。また、西部には大阪国際空港があり、物流・工業区域となっていま
 8 す。

9 図2-2 豊中市内の概略図



(2) 大阪府内の他都市と本市との比較と他都市の取組み

平成27年度の環境省一般廃棄物処理実態調査から、大阪府内の人口10万人以上の22市の総ごみ排出量、生活系ごみ量、事業系ごみ量等の比較を行いました(表2-2参照)。

本市は、総ごみ排出量の市民1人1日当たりの排出量では22市中最も少なくなっています(1人1日当たり818.5g)。本市に次いで少ないのは守口市(府内2位、1人1日当たり819.8g)、松原市(府内3位、1人1日当たり840.7g)です。

生活系ごみ量(集団回収含む)の市民1人1日当たりの排出量では少ない方から数えて4番目です(1人1日当たり530.6g)。府内の上位は泉佐野市(府内1位、1人1日当たり464.8g)、大阪市(府内2位、1人1日当たり469.4g)です。生活系ごみ量(集団回収・資源除く)の市民1人1日当たりの排出量は少ない方から数えて5番目です(1人1日当たり418.5g)。府内の上位は、守口市(府内1位、1人1日当たり338.0g)、大阪市(府内2位、1人1日当たり364.1g)です。事業系ごみの市民1人1日当たりの排出量は少ない方から数えて12番目でした。府内の上位は、富田林市(府内1位、1人1日当たり129.8g)、河内長野市(府内2位、1人1日当たり174.0g)となり、本市の287.6gと比べて大きな差があります(表2-2参照)。

表2-2 大阪府内人口10万人以上の22市とのごみ量の比較(その1)

市区町村名	総人口 (外国人 人口含む) (千人)	総ごみ排出量 (生活系+事業系+集団回収)			生活系ごみ量(集団回収含む)			生活系ごみ量(集団回収・資源除く)			事業系ごみ量		
		ごみ量	1人1日 当たり	順位	ごみ量	1人1日 当たり	順位	ごみ量	1人1日 当たり	順位	ごみ量	1人1日 当たり	順位
		(千t)	(g/人/日)	(少ない順)	(千t)	(g/人/日)	(少ない順)	(千t)	(g/人/日)	(少ない順)	(千t)	(g/人/日)	(少ない順)
豊中市	403	120.8	818.5	1	78.3	530.6	4	61.8	418.5	5	42.5	287.6	12
大阪市	2,680	1,021.3	1,041.2	18	460.4	469.4	2	357.1	364.1	2	560.9	571.8	21
堺市	846	310.2	1,001.2	16	201.2	649.4	18	161.3	520.7	18	101.4	327.4	15
岸和田市	199	75.7	1,037.0	17	41.3	565.7	6	30.1	413.0	4	32.4	443.7	18
池田市	103	32.1	855.8	6	20.6	548.0	5	17.0	452.8	9	9.5	252.1	9
吹田市	366	114.1	852.6	4	78.7	588.5	10	64.2	479.6	13	35.3	263.6	10
高槻市	355	118.3	910.1	12	81.0	622.7	14	65.2	501.6	16	37.0	284.8	11
守口市	145	43.4	819.8	2	26.8	505.6	3	17.9	338.0	1	15.5	293.6	14
枚方市	406	126.9	853.0	5	92.0	618.5	12	66.0	443.4	8	34.4	231.3	7
茨木市	279	110.4	1,079.5	20	61.2	598.3	11	47.8	467.2	12	49.2	481.1	20
八尾市	269	85.4	867.1	9	63.2	642.3	16	50.0	508.2	17	21.8	221.4	6
泉佐野市	101	47.1	1,271.6	22	17.2	464.8	1	14.8	399.5	3	29.9	806.8	22
富田林市	115	39.8	943.5	14	32.0	760.6	22	26.1	619.8	22	5.5	129.8	1
寝屋川市	240	75.9	865.8	7	54.4	620.2	13	37.6	428.3	6	19.2	218.6	5
河内長野市	110	35.4	881.8	10	27.3	680.4	20	20.1	499.6	15	7.0	174.0	2
松原市	122	37.6	840.7	3	28.7	642.6	17	21.7	484.7	14	8.6	192.6	3
大東市	124	40.1	884.7	11	30.6	676.0	19	25.5	562.6	20	9.5	208.7	4
和泉市	187	59.2	866.4	8	39.2	573.6	8	31.1	455.5	10	20.0	292.7	13
箕面市	135	47.3	954.5	15	28.3	570.1	7	22.7	458.3	11	16.6	334.9	16
羽曳野市	114	38.6	921.7	13	28.8	687.6	21	25.1	600.3	21	9.8	234.1	8
門真市	126	47.9	1,042.1	19	26.9	585.7	9	19.8	430.1	7	19.3	419.5	17
東大阪市	497	200.5	1,102.0	21	115.4	634.3	15	95.3	524.0	19	85.1	467.7	19

(出典：環境省 平成27年度一般廃棄物処理実態調査結果)

1 集団回収量では、本市は1人1日当たり43.9gであり、多い方から19番目と他市と比べ
 2 少なくなっています。そのため紙類の資源化量も、多い方から20番目となっています。
 3 プラ類の資源化量については、多い方から6番目ですが、最も多い寝屋川市は、本市の
 4 2倍程度あります（表2-3参照）。

6 表2-3 大阪府内人口10万人以上の22市とのごみ量の比較（その2）

市区町村名	総人口 (外国人 人口含む) (千人)	集団回収量			資源化量（紙類）		資源化量（プラ製容器包 装+白色トレイ）	
		量 (t)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (多い順)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (多い順)	1人1日 当たり (g/人/日)	順位 (多い順)
豊中市	403	6.5	43.9	19	58.0	20	20.8	6
大阪市	2,680	42.0	42.8	21	55.4	21	18.4	8
堺市	846	26.2	84.6	9	82.0	12	14.5	12
岸和田市	199	6.2	84.9	8	81.1	13	28.8	4
池田市	103	1.6	42.9	20	59.6	19	6.1	16
吹田市	366	9.4	70.0	15	77.8	14	0.0	18
高槻市	355	11.3	87.2	6	91.4	7	0.0	18
守口市	145	3.8	71.0	14	84.5	11	36.8	2
枚方市	406	17.6	118.5	1	109.8	3	29.4	3
茨木市	279	9.8	96.0	4	98.6	4	0.0	18
八尾市	269	9.0	91.3	5	86.0	9	13.7	14
泉佐野市	101	0.8	20.5	22	27.5	22	16.6	11
富田林市	115	4.1	96.4	3	90.0	8	14.2	13
寝屋川市	240	6.7	76.7	11	112.0	2	42.6	1
河内長野市	110	4.2	104.1	2	119.2	1	16.9	10
松原市	122	3.3	74.8	12	96.8	5	22.5	5
大東市	124	3.0	65.3	18	60.4	18	20.5	7
和泉市	187	4.7	68.2	16	76.8	15	3.2	17
箕面市	135	4.2	85.5	7	84.9	10	0.0	18
羽曳野市	114	2.8	66.6	17	63.3	17	0.0	18
門真市	126	3.8	82.0	10	94.7	6	18.3	9
東大阪市	497	13.1	71.8	13	67.6	16	11.9	15

(出典：環境省 平成27年度一般廃棄物処理実態調査結果)

26 資源化量全体（溶融スラグ除く）では、本市はリサイクル率は高い方から14番目で、
 27 平均より下になっています（リサイクル率13.3%）。資源化量（溶解スラグ除く）が多
 28 い上位の市は、河内長野市（府内1位、リサイクル率24.3%）、寝屋川市（府内2位、リ
 29 サイクル率21.9%）、枚方市（府内3位、リサイクル率21.2%）となります。河内長野市
 30 は、剪定枝と魚あらのリサイクルを行っている量が一定量あり、他市と比べリサイク
 31 ル率が高くなっています。

32 焼却処理量について、本市は総ごみ排出量が少ないこともあり大阪府内で6番目に少
 33 ない量になっています（1人1日当たり703.4g）。焼却処理量が少ない上位の市は、守口
 34 市（府内1位、1人1日当たり645.8g）、寝屋川市（府内2位、1人1日当たり665.2g）、枚
 35 方市（府内3位、1人1日当たり667.9g）になります。守口市、寝屋川市、枚方市は、1
 36 人1日当りの総ごみ排出量は本市よりも多くなっていますが、リサイクル率が高いため、
 37 結果的に本市よりも焼却処理量が少なくなっています。

最終処分量について、本市は大阪府内で11位であり、他市と比較して中位程度の水準です（1人1日当たり109.4g）。最終処分量が少ない上位の市は、吹田市（府内1位、1人1日当たり50.9g）、茨木市（府内2位、1人1日当たり51.0g）、枚方市（府内3位、1人1日当たり71.7g）となります。吹田市は、焼却灰を熔融炉でスラグ化し、路盤材等へのリサイクルを推進しており、このことが、最終処分量の低減に寄与しています。茨木市・枚方市は、リサイクル率が高く、焼却処理量が少ないため、結果的に焼却灰等の埋立処分量が少なくなっています（表2-4参照）。

表2-4 大阪府内人口10万人以上の22市とのごみ量の比較（その3）

市区町村名	総人口 (外国人 人口含 千人)	資源化量（熔融スラグ除く）			焼却処理量			最終処分量		
		資源化量	リサイクル 率	順位	処理量	1人1日 当たり	順位	処理量	1人1日 当たり	順位
		(千t)	(%)	(多い順)	(千t)	(g/人/日)	(少ない順)	(千t)	(g/人/日)	(少ない順)
豊中市	403	16.0	13.3%	14	103.8	703.4	6	16.1	109.4	11
大阪市	2,680	98.7	9.7%	21	922.5	940.5	19	145.0	147.8	19
堺市	846	48.6	15.7%	7	267.3	863.0	16	24.7	79.8	4
岸和田市	199	11.1	14.7%	10	64.7	887.1	18	8.9	121.8	14
池田市	103	3.7	11.6%	18	28.1	747.4	10	4.6	122.8	16
吹田市	366	16.1	14.1%	12	98.9	739.1	8	6.8	50.9	1
高槻市	355	15.5	13.1%	15	102.7	789.8	12	11.9	91.8	9
守口市	145	9.0	20.8%	4	34.2	645.8	1	4.4	83.7	5
枚方市	406	26.9	21.2%	3	99.4	667.9	3	10.7	71.7	3
茨木市	279	15.6	14.2%	11	97.0	948.3	20	5.2	51.0	2
八尾市	269	12.6	14.7%	9	71.7	728.7	7	12.1	122.5	15
泉佐野市	101	3.3	6.9%	22	43.8	1,183.8	22	6.1	164.0	21
富田林市	115	6.5	16.3%	6	33.7	800.9	13	4.3	102.8	10
寝屋川市	240	16.7	21.9%	2	58.3	665.2	2	10.6	121.4	13
河内長野市	110	8.6	24.3%	1	27.3	678.8	4	3.5	87.6	6
松原市	122	6.9	18.5%	5	30.6	685.4	5	3.9	87.9	7
大東市	124	5.0	12.4%	16	35.1	774.6	11	6.5	144.0	18
和泉市	187	7.3	12.3%	17	50.9	744.0	9	7.6	111.2	12
箕面市	135	6.5	13.7%	13	41.0	827.7	14	4.5	90.8	8
羽曳野市	114	4.0	10.4%	19	35.4	847.1	15	5.2	124.5	17
門真市	126	7.2	15.0%	8	40.7	885.4	17	7.0	151.2	20
東大阪市	497	20.0	10.0%	20	180.5	992.1	21	33.6	184.5	22

（出典：環境省 平成27年度一般廃棄物処理実態調査結果）

また、22市のごみ排出ルール等についての比較は表2-5のとおりです。

表2-5 大阪府内人口10万人以上の22市の取組み

市区町村名	総人口 (外国人 人口含 む) (千人)	可燃ごみの袋						粗大ごみ収集		
		自由袋	透明・ 半透明袋	推奨袋	単純指定袋		有料指定袋		電話 申込	有料制
					市から 無料配布	販売店 購入	単純 従量制	超過量 有料制		
豊中市	403					○			○	○
大阪市	2,680		○						○	○
堺市	846		○						○	○
岸和田市	199						○		○	○
池田市	103						○			○
吹田市	366		○							
高槻市	355		○							
守口市	145		○					○		○
枚方市	406		○					○		○
茨木市	279		○							
八尾市	269					○			○	○
泉佐野市	101						○		○	○
富田林市	115							○		○
寝屋川市	240		○						○	○
河内長野市	110							○		○
松原市	122		○						○	
大東市	124		○						○	
和泉市	187		○						○	○
箕面市	135							○	○	○
羽曳野市	114		○							
門真市	126		○						○	○
東大阪市	497		○						○	

市区町村名	総人口 (外国人 人口含 む) (千人)	缶・びん・ ペットボトル (混合収集)	ペット ボトル (単独)	プラスチック製 容器包装		小型 家電	事業系有料指定袋	
		3種:3種混合 (PET含む) 2種:2種混合 個々:個々に収集		収集の 有無	収集頻度	(試行実施 含む)	導入の 有無	概要
豊中市	403	個々	○	○	週1回	拠点	—	
大阪市	2,680	3種	—	○	週1回	拠点	—	
堺市	846	2種	○	○	週1回	—	—	
岸和田市	199	2種	拠点	○	月4回	—	—	
池田市	103	個々	○	トレイのみ	月2回	—	—	
吹田市	366	個々	拠点	—		—	—	
高槻市	355	個々	拠点	—		—	—	
守口市	145	個々	○	○	週1回	拠点	—	
枚方市	406	2種	プラと日緒	○	週1回	拠点	—	
茨木市	279	3種	—	—		—	—	
八尾市	269	2種	○	○	週1回	—	—	
泉佐野市	101	3種	—	○	週1回	宅配	—	
富田林市	115	2種	○	○	月2回	—	—	
寝屋川市	240	2種	プラと日緒	○	週1回	—	—	
河内長野市	110	2種	○	○	月2回	—	—	
松原市	122	3種	—	○	週1回	—	○	H22～
大東市	124	2種	プラと日緒	○	週1回	—	—	
和泉市	187	2種	○	プラボトル, トレイ回収	月2回	—	○	H21.7～(100円/70%)
箕面市	135	2種	拠点	—		—	—	
羽曳野市	114	2種	拠点	—		—	—	
門真市	126	2種	○	○	週1回	—	—	
東大阪市	497	2種	○	○	週1回	拠点	—	

(出典：各市ホームページ)

1 第2節 循環型社会の構築に向けた取組みの現状

2 (1) 処理システムの概要

3 家庭系ごみについては、平成16年（2004年）4月から市指定ごみ袋制を導入し、「粗
4 大ごみ」の有料制・戸別電話申込制は、平成18年（2006年）10月から実施しました。平
5 成24年度（2012年度）には、それまで一部地区で収集していたプラスチック製容器包
6 装の収集を全市域に拡大し、容器包装以外のプラスチック類は、不燃ごみから可燃ご
7 みへの区分変更を行いました。現在は可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ、空き缶、危険
8 ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル、ガラスビン、紙・布の分別区分で収
9 集しています（図2-3参照）。また、使用済小型家電については、平成28年1月から市内
10 16箇所で拠点回収しています。

11 平成29年（2017年）4月には、全市域で可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの収集を**民間事**
12 **業者**に委託し、プラスチック製容器包装やガラスビンなどの再生資源については、直
13 営で収集を行う**収集運搬**体制になりました。また、水銀汚染防止法に基づき、水銀使
14 用廃製品の適正処理を行うため、平成29年7月から市内4箇所で拠点回収しています。

15 事業系ごみについては、平成24年（2012年）4月に小規模事業所の指定袋制を廃止し、
16 許可業者収集や自己搬入へ完全に移行しました。

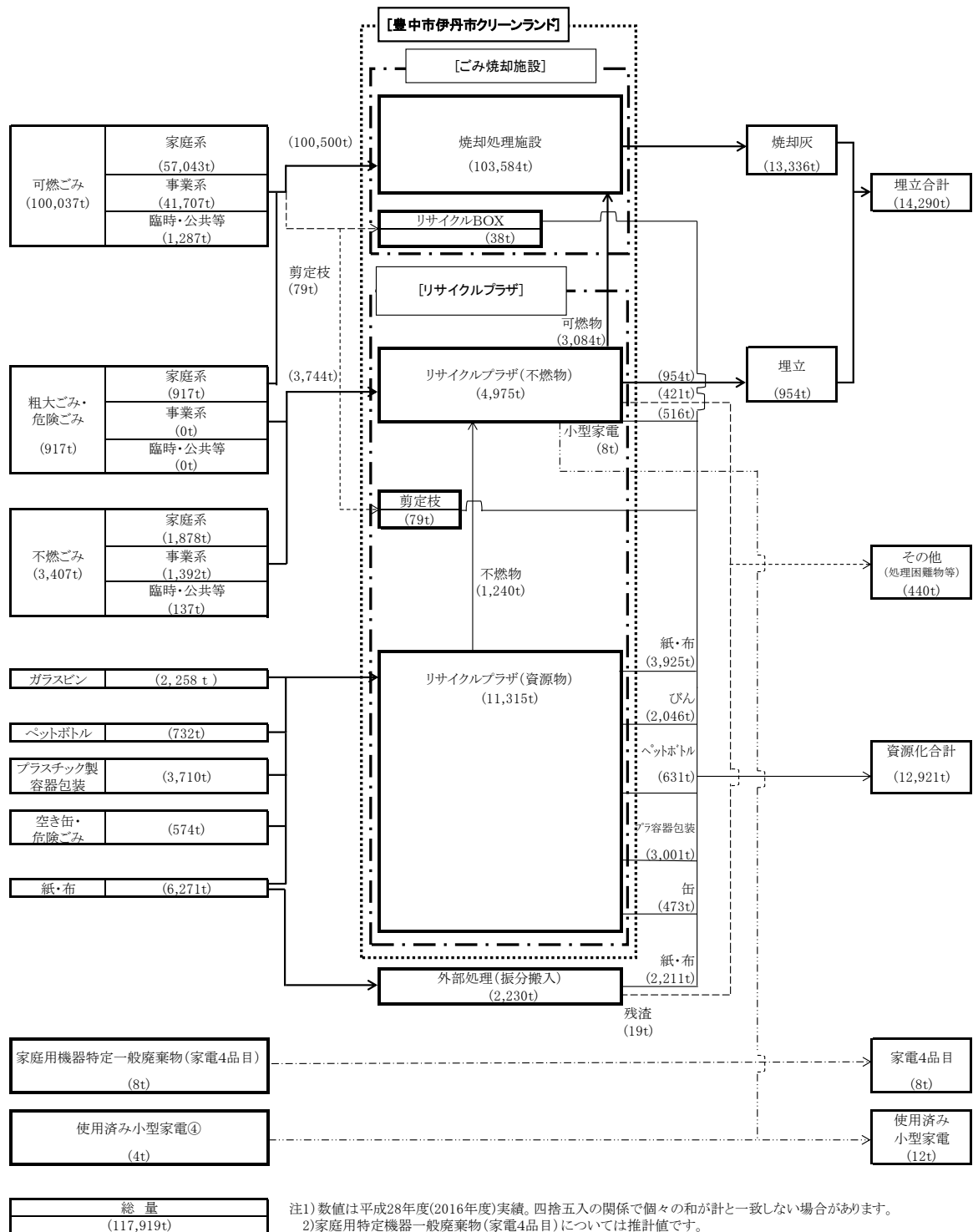
17 ごみの資源化及び処理については、一部事務組合の豊中市伊丹市クリーンランドに
18 搬入し、選別・圧縮、焼却処理、破碎処理などを行っています（図2-4参照）。

19 豊中市伊丹市クリーンランドでは、平成24年（2012年）3月にリサイクルプラザが竣
20 工し、平成28年（2016年）3月には新たなごみ焼却施設が竣工しています。

図2-3 家庭系ごみの分別収集区分

<p>可燃ごみ 週2回</p>	
<p>粗大ごみ 月1回 申込み制</p>	
<p>不燃ごみ 4週間に1回</p>	
<p>空き缶・危険ごみ 2週間に1回</p>	
<p>プラスチック製 容器包装 週1回</p>	
<p>ペットボトル 4週間に1回</p>	
<p>ガラスビン 2週間に1回 専用回収容器収集</p>	 <p>※ごみ集積所に専用回収容器がない場合は不燃ごみとして排出</p>
<p>紙・布 2週間に1回</p>	
<p>使用済小型家電 拠点回収</p>	
<p>水銀使用廃製品 拠点回収</p>	

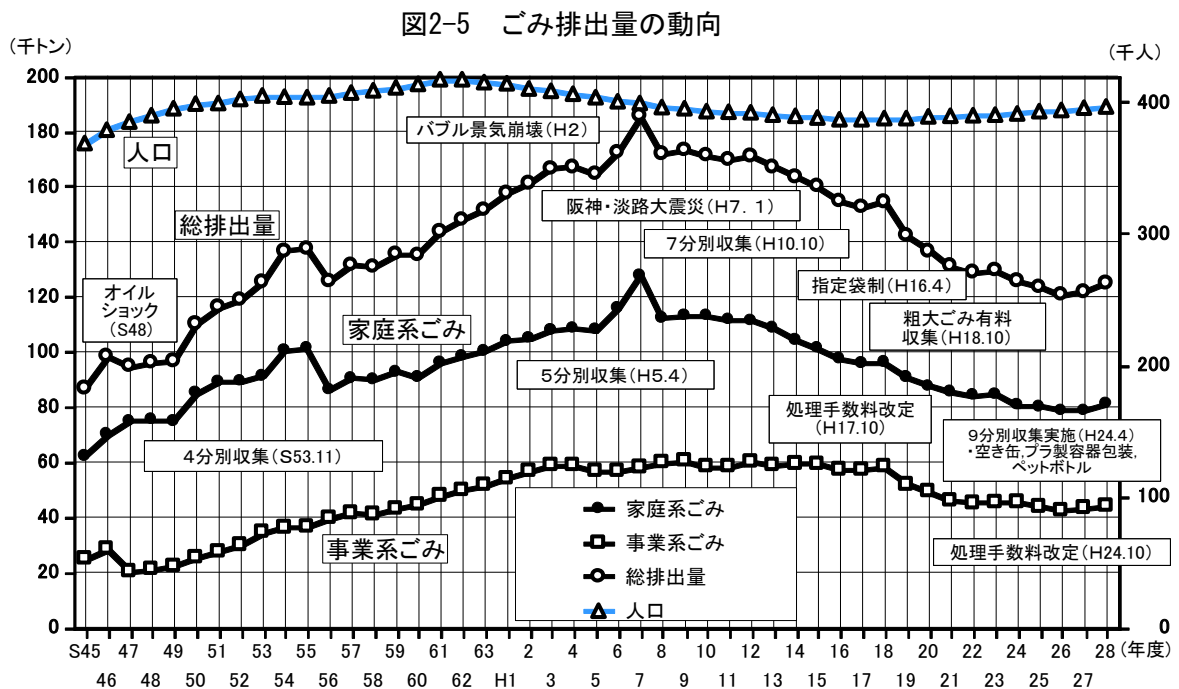
図2-4ごみ処理の流れ（平成28年度（2016年度）実績）



1 (2) ごみ排出量の動向

2 総ごみ排出量（集団回収量、庁内古紙回収量等を含む。）は、平成7年(1995年)1
 3 月の阪神・淡路大震災での災害廃棄物の影響を受け増加しましたが、それ以降は、
 4 分別収集での品目数の拡充、市指定ごみ袋制度の導入、粗大ごみ有料収集の実施、
 5 ごみ処理手数料の適正化などにより、平成8年度(1996年度)の約17万tから、平
 6 成26年度(2014年度)は、約12万tへと大きく減少しています（図2-5参照）。し
 7 かしながら、平成27年度(2015年度)からは、微増傾向を示すようになってい
 8 ます。これは、平成20年(2008年)頃から、市内の北部・中部・東部での大規模マンシ
 9 ョン等の建設により、子育て世代を中心とした市内への転入によって人口が増加して
 10 いることも影響しています。

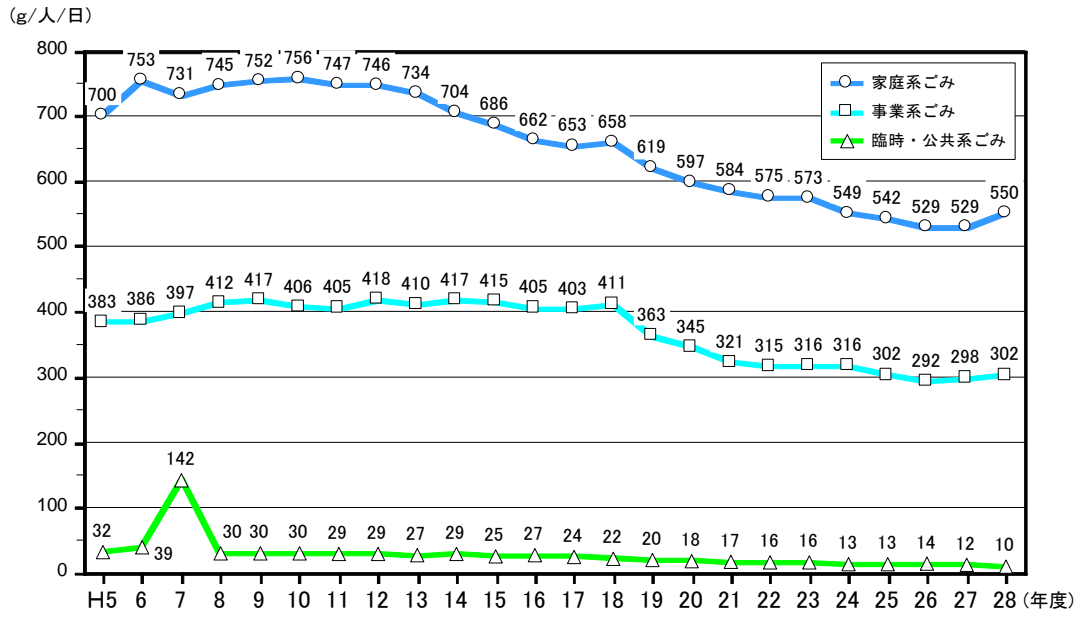
11 市民1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は、平成27年度(2015年度)までは減
 12 少傾向にありましたが、平成28年度(2016年度)は再生資源等持ち去り行為の禁止
 13 規定の施行の影響により大幅に増加しています。事業系ごみは近年横ばい傾向を示
 14 すようになってきています（図2-6参照）。



31 注1) 臨時・公共系ごみは家庭系ごみに含めています。家庭系ごみには集団回収量、事業系ごみには庁
 32 内古紙回収量、給食残渣堆肥化量、機密文書リサイクル事業等を含めていますが、減量計画書に
 33 による事業所の自主的資源化量は含めていません。

34 注2) 環境省で使用している数値と市で使用している数値は、算定方法が異なるため、一致しないこと
 35 があります。

図2-6 市民1人1日当たりのごみ排出量の推移

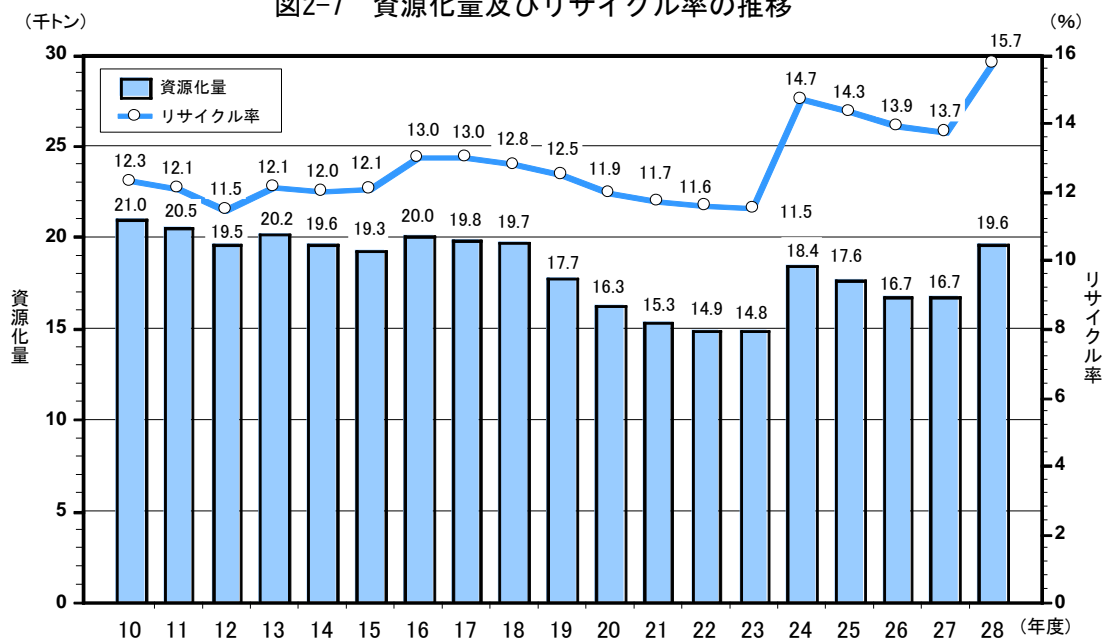


注1) 家庭系ごみには集団回収量、事業系ごみには市内古紙回収量、給食残渣堆肥化量、機密文書リサイクル事業等を含めていますが、減量計画書による事業所の自主的資源化量は含めていません。

注2) 環境省で使用している数値と市で使用している数値は、算定方法が異なるため、一致しないことがあります。

1 本市の集団回収等の公共事業を利用しない民間の自主回収量を除く資源化量は、
 2 平成16年度(2004年度)以降減少傾向を示していたが、平成24年(2012年)4月から
 3 実施した家庭系ごみの新分別収集（空き缶、プラスチック製容器包装、ペット
 4 ボトルなど）により資源化量、リサイクル率とも飛躍的に向上しました。その
 5 後は再び減少傾向にありましたが、平成28年度(2016年度)は再生資源等の持ち
 6 去り行為の禁止による効果や継続した啓発活動などにより大幅に増加しました。
 7 (図2-7参照)

図2-7 資源化量及びリサイクル率の推移



◇資源化量：定期収集（古紙類・古布・ガラスびん・ペットボトル+プラスチック製容器包装）+
 拠点回収（白色トレイ）+市内古紙回収量+集団回収量+共同回収モデル事業（酒販
 組合）による回収量+粗大ごみ破碎後の鉄類・アルミ類回収量+クリーンランド処理
 施設における古紙・コンプレッサー回収量+事業所発泡スチロール回収量
 ※平成12年度（2000年度）までは空き缶回収機によるスチール缶+アルミ缶回収量を含
 みます。
 ※共同回収モデル事業（酒販組合）による回収量は平成20年度（2008年度）以降に含
 みます。
 ※平成23年度（2011年度）までは廃コンプレッサー・事業所発泡スチロール回収量を
 含みます。
 ※収集量ではなく資源化された量

◇リサイクル率：資源化量÷（ごみ総量+集団回収量+市内古紙回収量+共同回収モデル事業（酒販
 組合）による回収量+（空き缶回収機による回収量））

注）環境省で使用している数値と市で使用している数値は、算定方法が異なるため、一致しないこと
 があります。

1 (3) 循環型社会の構築に向けた取り組み

2 廃棄物処理法が改正された平成3年度（1991年度）以降に取り組んできた循環型社
 3 会の構築に向けた取り組みを以下に整理しました（表2-6、2-7、2-8参照）。

4
 5 表2-6 これまでの豊中市のごみ減量等の取り組み状況（その1）

平成3年度 (1991年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量・リサイクルシステムづくり懇話会の設置 ○集団回収報奨金制度の創設 ○白色トレー回収事業（2月）
平成4年度 (1992年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ペットボトル回収事業開始（府のモデル事業） ○生ごみ堆肥化容器設置助成事業 ○図書券プレゼント付あき缶回収事業（平成12年(2000年)4月末で廃止） ○第1次ごみ減量計画の策定
平成5年度 (1993年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第1次ごみ減量計画実施 ○廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行 ○5分別収集の実施（一部モデル地区にてガラスびん分別収集） ○ペットボトル回収事業開始（市の独自事業） ○廃棄物減量等推進審議会の設置 ○廃棄物減量等推進員制度の創設
平成6年度 (1994年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第1期審議会答申 「仮称リサイクルセンター基本構想」 「事業系ごみ減量対策」 ○事業系ごみ減量対策の担当部門設置 ○あき缶リサイクル車の導入 ○リサイクル工場の設置
平成7年度 (1995年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量セミナーの開講（平成7年度(1995年度)～10年度(1998年度)） ○大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置及び届け出に関する規則の施行
平成8年度 (1996年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○多量排出事業所への減量指導 ○容器包装リサイクル法に基づく第1期分別収集計画の策定 ○第2期審議会答申 「ごみ分別の基本的なあり方」
平成9年度 (1997年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○7分別収集の実施（ガラスびん収集開始 市内全世帯の1/2で実施） （10月） ○仮称リサイクルセンター施設整備基本計画の策定
平成10年度 (1998年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○市内全域でガラスびん分別収集開始（10月） ○マイバックキャンペーンの実施
平成11年度 (1999年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○容器包装リサイクル法に基づく第2期分別収集計画の策定
平成12年度 (2000年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第3期審議会答申 「ごみ減量をさらに進めるための方策について」 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理手数料の見直し検討 （平成13年(2001年)10月から事業系ごみ：150円/10kgを170円/10kgへ改定） ・ごみ袋無料配布サービスの見直し検討 （平成13年度(2001年度)から1世帯100枚を50枚に改定） ○ごみ収集の一部委託（平成13年度(2001年度)で市収集の約10%委託）

表2-7 これまでの豊中市のごみ減量等の取組み状況（その2）

平成13年度 (2001年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○家電リサイクル法対象4品目の申込み・有料収集開始 ○新分別収集の実施（10月） <ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ戸別申込制の導入 ・プラスチック製容器包装のモデル地区分別収集の開始 （市内の世帯数の約10%を対象に実施） ○第1回ごみ減量フォーラム開催（継続中）
平成14年度 (2002年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第4期審議会答申 「第2次豊中市一般廃棄物処理基本計画の策定について」 ○容器包装リサイクル法に基づく第3期分別収集計画の策定 ○第2次豊中市一般廃棄物処理基本計画策定 ○第2次豊中市ごみ減量計画ーとよなか・へらそーや33プランー策定
平成15年度 (2003年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○2市2町合同マイバッグキャンペーン実施（平成18年度まで実施）
平成16年度 (2004年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○プラスチック製容器包装のモデル地区分別収集の拡大 （市内の世帯数の約10%から約27%に拡大） ○家庭系ごみ指定袋制導入 ○ごみ収集委託地区の拡大（市内の世帯数の約21%に拡大）
平成17年度 (2005年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第5期審議会答申 「粗大ごみの適正な費用負担の導入に関する計画について」 ○リサイクル交流センター開所 ○事業系指定ごみ袋制実施（市収集事業所のみ）（10月） ○ごみ処理手数料改定（10月） ○容器包装リサイクル法に基づく第4期分別収集計画の策定
平成18年度 (2006年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第5期審議会答申 「第2次豊中市一般廃棄物処理基本計画・ごみ減量計画改定について」 ○粗大ごみ有料化実施（10月） 〔処理手数料〕品目毎に300円、600円、1,200円、1,800円の4区分 ○ごみ処理手数料改定（10月）
平成19年度 (2007年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ収集委託地区の拡大（市内の世帯数の約30%に拡大） ○容器包装リサイクル法に基づく第5期分別収集計画の策定 ○ひと声ふれあい収集の開始（7月） ○事業系再生資源集団回収実験事業の実施（3月） ○第2次豊中市一般廃棄物処理基本計画・ごみ減量計画改定 「発生予測量、減量目標について見直し」
平成20年度 (2008年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第6期審議会答申 「今後のごみ分別収集の基本的な考え方について」 ○レジ袋削減協定締結（2月）
平成22年度 (2010年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第7期審議会答申 「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画策定について」 ○第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画策定

1

2

表2-8 これまでの豊中市のごみ減量等の取組み状況（その3）

平成23年度 (2011年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業系指定ごみ袋制度の廃止（H24. 4. 1施行） ○ごみ処理手数料改定（10kgまでごとに217円 H24. 10. 1施行） ○第3次豊中市ごみ減量計画策定
平成24年度 (2012年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○新分別収集の実施 空き缶、プラスチック製容器包装、ペットボトル ○ごみ収集業務委託地区拡大（40%） ○産業廃棄物に関する事務譲渡 ○リサイクル交流センター閉館（環境交流センターとして開館） ○リサイクルプラザ（豊中伊丹スリーR・センター）竣工
平成25年度 (2013年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○豊中市エコショップ制度の運用開始 ○北摂地域マイバッグキャンペーン開始（現在も継続）
平成26年度 (2014年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○粗大ごみインターネット受付開始 ○ごみ収集業務ごみ種別委託一部実施
平成27年度 (2015年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第9期審議会答申 「再生資源等の持ち去り行為に対する条例による規制等その対応について」 ○「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」一部改正（9月29日公布） ○市内全小学校での環境学習実施 ○事業系ごみ減量マニュアル発行（7月） ○豊中エコレシビコンテスト（11月） ○食品ロス・ゼロフォーラム（12月） ○使用済小型家電のボックス回収（実証事業）（1月） ○「豊中市におけるマイバッグの持参促進及びレジ袋削減に関する協定」締結（2月） ○新ごみ焼却施設竣工（3月）
平成28年度 (2016年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○再生資源等の持ち去り防止策実施 ○使用済小型家電のボックス回収開始 ○こども服リユース実施
平成29年度 (2017年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○第10期審議会答申 「第4次一般廃棄物処理基本計画策定について」 ○水銀使用廃製品の拠点回収開始（7月）

3

1 (4) ごみ質の現状

2 1) 家庭系ごみ

3 買い物袋の持参 (約8.2g/人/日) や無駄の少ない食生活の実施 (約22.3g/人/日) などの発生抑制・再使用行動により、新たに約30.5g/人/日のごみ減量が可能です (表2-9参照)。

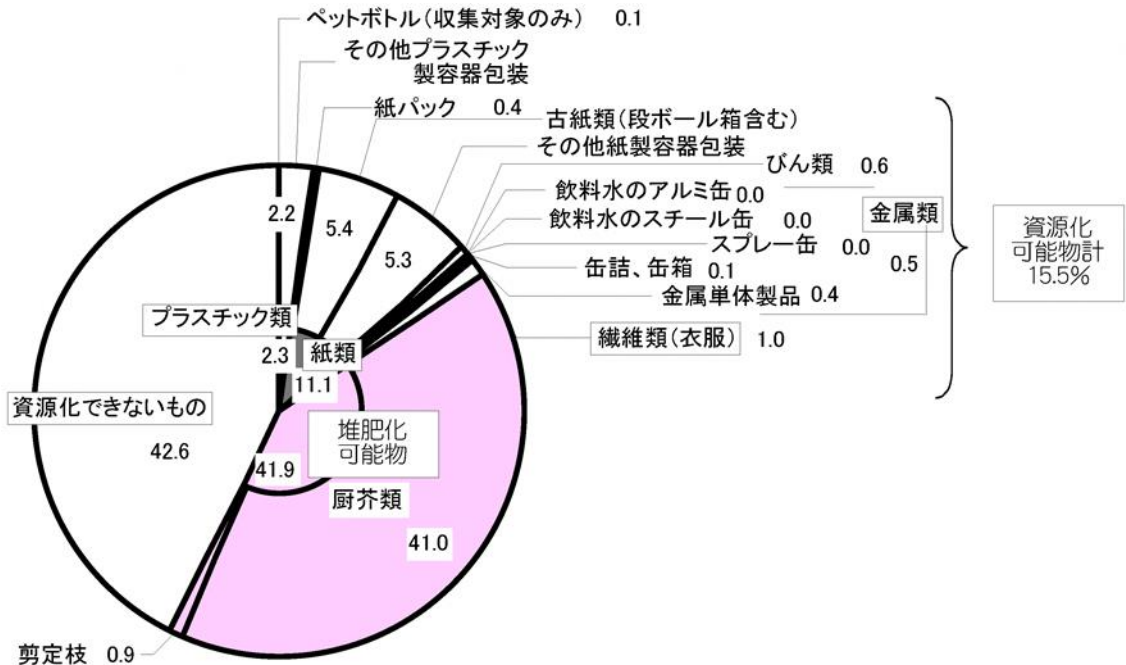
7 表2-9 発生抑制等により新たにごみ減量が可能な割合・量

	ごみ組成中の品物	家庭系ごみ量* (平成27年度 (2015年度)) に含まれている割合・量 (*集団回収を除く)		
		%	g/人/日	(t/年)
買い物袋の持参	手提げレジ袋	1.7	8.2	(1,191)
無駄の少ない食生活	手を付けていない食料品	4.6	22.3	(3,223)
合計		6.3	30.5	(4,414)

13 出典：「平成24年豊中市家庭ごみ排出実態調査業務報告書」(H25.3)

15 家庭から排出されている可燃ごみのうち、古紙類等の資源化可能物の割合(重量比)は約15%(ただし、缶等の金属類は破碎後機械選別されて資源化)、堆肥化可能物は約42%です。(図2-8参照)。

19 図2-8 家庭系ごみ中の資源化可能物の割合(市平均 重量比)



32 (出典：「平成24年豊中市家庭ごみ排出実態調査業務報告書」(H25.3))

2) 事業系ごみ

売れ残り食品を減らすための販売管理の徹底等を行うことによる発生抑制（約7,598t/年）や不適正排出に対する是正等（約891t/年）などにより、新たに約8,489t/年のごみ減量が可能です。

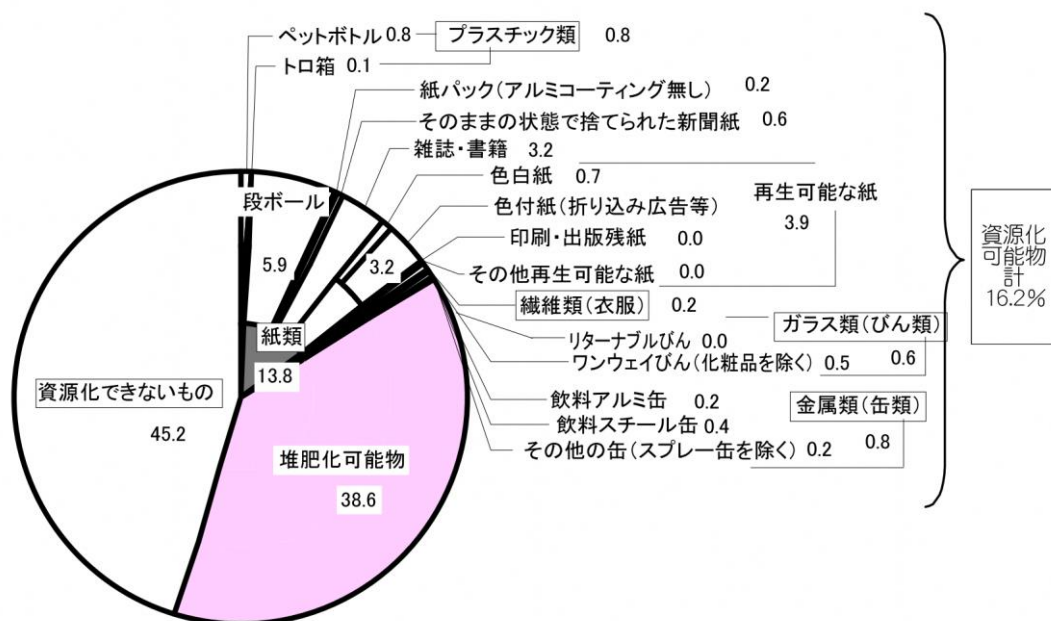
表2-10 発生抑制等により新たにごみ減量が可能な割合・量

		ごみ組成中の品物	事業系ごみ量 (平成27年度(2015年度)) に含まれている割合・量			
			%	g/人/日	(t/年)	
発生抑制等 可能物	発生抑制	輸送用梱包紙材(段ボール)	5.9	17.3	(2,504)	
		輸送用梱包紙材(トロ箱)	0.1	0.3	(42)	
		ペーパーレス化(コピー紙)	0.7	2.1	(297)	
		販売管理の徹底(売れ残り食品)	11.2	32.8	(4,754)	
	小計			17.9	52.5	(7,598)
	不適正排出に 対する是正等	印刷残紙	印刷残紙	0.0	0.0	(0)
			プラスチックくず	0.3	0.9	(127)
			繊維くず	1.5	4.4	(637)
			ガラスくず	0.0	0.0	(0)
			金属くず	0.2	0.6	(85)
食品加工くず ※食品製造業のみ			0.0	0.0	(0)	
その他(可燃系その他)			0.0	0.0	(0)	
その他(不燃系その他)			0.1	0.3	(42)	
小計			2.1	6.2	(891)	
発生抑制等可能物合計			20.0	58.7	(8,489)	

(出典「平成26年豊中市事業系ごみ排出実態調査業務報告書」(H27.3))

事業系ごみに含まれる資源化可能物の割合(重量比)は古紙を中心に約20%です。堆肥化・バイオマス化の対象となる食品廃棄物は約30%含まれています(図2-9参照)。

図2-9 事業系ごみ中の資源化可能物の割合(全業種平均 重量比)



(出典:「平成26年豊中市事業系ごみ排出実態調査業務報告書」(H27.3))

1 (5) ごみ収集・処理の現状

2 1) ごみ収集体制

3 家庭系ごみの収集は、平成12年度(2000年度)から一部民間委託を開始し、その後
4 順次委託収集区域を拡大し、平成19年度(2007年度)に市内全世帯数の約30%で委
5 託収集を導入しました。その後、平成24年度(2012年度)に市内全世帯数の約10%
6 を新たに委託収集地区に加えました。

7 平成26年度(2014年度)からは公・民の最適な役割分担の観点から、効率的かつ
8 効果的なごみ収集運搬体制の構築と災害時などにおける市民生活の安全・安心及び
9 セーフティネットの確保を図ることを目的として、全市域をごみ種別に公・民が分
10 担(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの収集を委託、それ以外は直営で収集)して収
11 集運搬を行う方式に順次移行し、平成29年度(2018年度)からは同方式に完全移行
12 しました(表2-11参照)。

1

表2-11 民間委託業者の収集区域

区	収集地区	ごみ種
1 (24,801 世帯)	新千里北町・新千里東町・新千里西町・新千里南町・上新田	可燃ごみ 不燃ごみ
2 (17,896 世帯)	上野東・上野西・中桜塚・南桜塚・立花町・末広町・岡町北・岡町	
3 (20,148 世帯)	本町・岡上の町・北桜塚・玉井町・走井・山ノ上町・宝山町・岡町南・南空港町・勝部・原田西町・原田中・原田元町・曾根東町・曾根西町	
4 (22,281 世帯)	石橋麻田町・清風荘・待兼山町・宮山町・永楽荘・柴原町・刀根山・刀根山元町・蛍池北町・蛍池中町・蛍池東町・蛍池西町・蛍池南町・千里園・箕輪	
5 (26,698 世帯)	春日町・桜の町・向丘・少路・緑丘・西緑丘・北緑丘・上野坂・東豊中町・熊野町	
6 (19,665 世帯)	栗ヶ丘町・赤阪1丁目・夕日丘・旭丘・東泉丘・西泉丘・広田町・長興寺北・長興寺南・城山町・服部緑地・寺内・東寺内町	
7 (19,086 世帯)	服部元町・服部本町・服部西町・服部南町・服部豊町・服部寿町・若竹町・北条町・浜・小曾根	
8 (9,110 世帯)	原田南・曾根南町・利倉・利倉西・利倉東・上津島・今在家町・名神口・穂積・庄内宝町・庄本町	
9 (25,204 世帯)	稲津町・豊南町東・豊南町西・豊南町南・野田町・庄内東町・庄内西町・庄内幸町・庄内栄町・日出町・三国・大黒町・千成町・島江町・二葉町	
10 (2,987 世帯)	三和町・大島町・神州町	
粗大区	全市域	粗大ごみ

2

(出典：区の世帯数は平成29年(2017年)4月1日現在豊中市住民基本台帳人口)

3

2) 焼却処理・破砕処理施設

本市と伊丹市の両市域において排出された家庭系のごみや事業系の一般廃棄物を受け入れ、中間処理を行うために設立した一部事務組合の豊中市伊丹市クリーンランドで、焼却処理・破砕処理等を行っています（表2-12、図2-10、図2-11参照）。

表2-12 豊中市伊丹市クリーンランドの施設概要

リサイクルプラザ		ごみ焼却施設	
所在地	大阪府豊中市原田西町2番1号	所在地	大阪府豊中市原田西町2番1号
建築面積	5,126.06平方メートル	建築面積	13,540.40平方メートル
構造	鉄骨造・一部鉄骨鉄筋コンクリート造	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造
延べ面積	11,031.46平方メートル	延べ面積	36,411.21平方メートル
建築高さ	24.186メートル	建築高さ	43.7メートル（煙突高さ 45メートル）
着工年月日	平成21年5月14日	着工年月日	平成23年11月18日
竣工年月日	平成24年3月31日	竣工年月日	平成28年3月15日
処理能力	134t/5時間	処理能力	175t/日×3炉 合計525t/日
処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ、ペットボトル、ビン類、プラスチック製容器包装、缶類、古紙・古布	処理対象物	可燃ごみ
			

（出典：豊中市伊丹市クリーンランドホームページ）

図2-10 豊中市伊丹市クリーンランド施設配置図

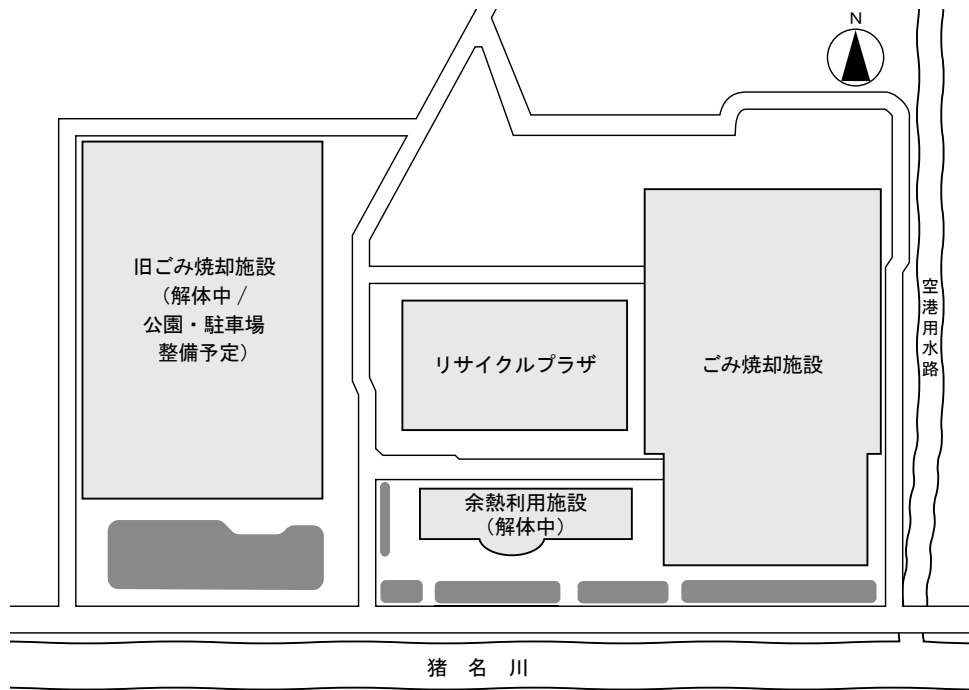
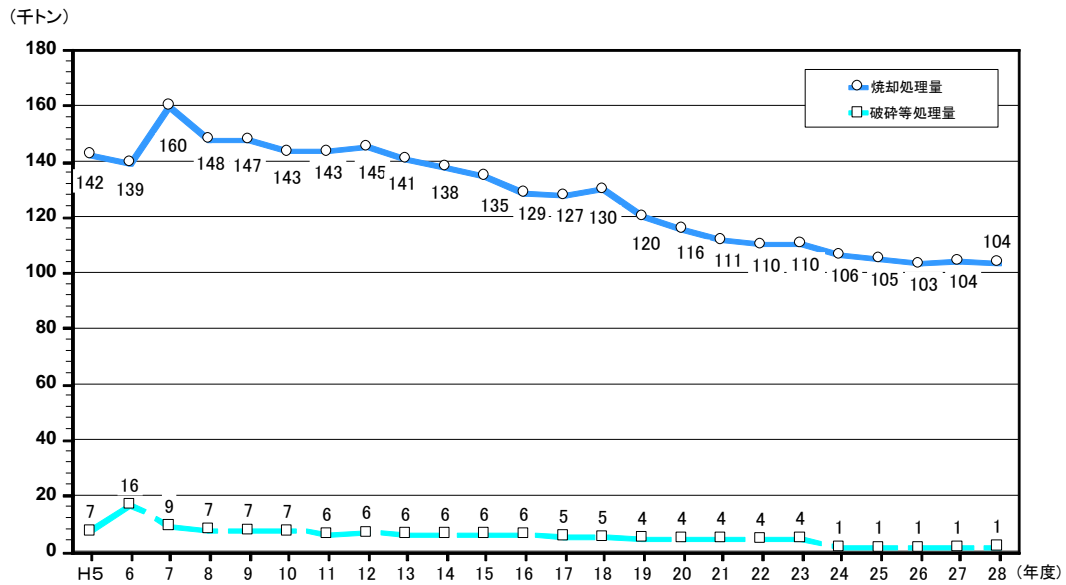


図2-11 焼却・破碎等処理量の推移



注) 破碎等処理量は、焼却処理量、資源化量以外のごみを指し、その他処理困難物等やメーカー指定引取場所等の量を含めています。

豊中市伊丹市クリーンランドでは、平成24年度（2012年度）にリサイクルプラザ、平成28年度（2016年度）に**新たな**ごみ焼却施設が供用を開始しました。旧ごみ焼却施設は解体し、その跡地に公園及び駐車場を整備する予定です。

1
2 **3) 最終処分場**

3 豊中市伊丹市クリーンランドから発生する焼却後の焼却残渣及びリサイクルプ
4 ラザ処理残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場に搬入し最終処
5 分しています。

6 大阪湾広域臨海環境整備センターにおける現基本計画では、埋立処分場の残余
7 埋立期間は平成39年度（2027年度）となっており、市域のほぼ全域が市街化され
8 ている本市において最終処分場の安定的な確保は重要な問題であります。

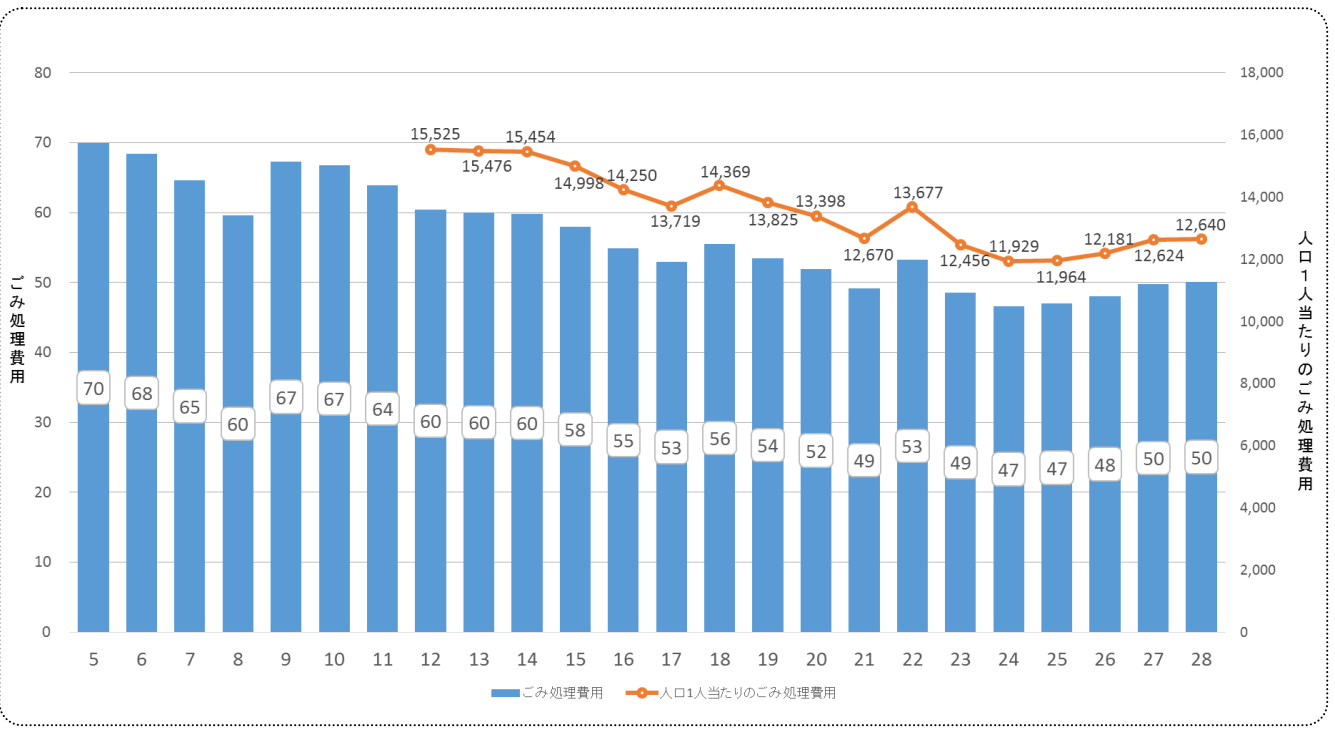
9 同センターでは、現在、フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業
10 を進めており、現在供用されている最終処分場の供用が終了する平成40年度（2028
11 年度）を目処に供用を開始する予定になっていますが、現在の埋立処分場をでき
12 る限り長期間に渡って利用できるよう、ごみの減量に努める必要があります。
13

14 **(6) ごみ処理費用の現状**

15 ごみ処理にかかる費用（し尿処理費用を含む。）は、平成28年度（2016年度）決算
16 で約50億円であり、一般会計の約4%を占め、1人当たりのごみ処理費用は、12,640
17 円になっています。今後も、事業や施策の評価を行い、その効果や効率性を十分
18 検討して、ごみ減量・処理に取り組む必要があります（図2-12参照）。

19 埋立処分等に係る経費を減らすことは引き続き必要ですが、その課題を「出て
20 しまったごみをリサイクルする」ことで解決するのではなく、そもそもごみとな
21 るものを作らない発生抑制や、繰り返し使うリユースによって「ごみを出さない」
22 ことで解決するといった持続可能な循環型社会の構築を目指していく必要があ
23 ります。
24

図2-12 ごみ処理費用の推移



1 第3節 減量目標の達成状況と計画策定に当たっての課題

2 (1) 減量目標の達成状況

3 現行基本計画は平成32年度（2020年度）までに、**豊中市伊丹市クリーンランドにお**
 4 **いて焼却・破砕等されるごみを92,440tとすることを減量目標としています。**そのう
 5 で、個別の数値目標として、家庭系ごみは市民1人1日当たりの排出量を平成21年度
 6 （2009年度）より17g削減すること、事業系ごみは平成21年度より約7千t削減し、
 7 38,700tとすること、資源化量を平成21年度（2009年度）より約5千t増加させ、20,400t
 8 とすることを掲げております。

9 減量目標の達成状況は、平成28年度（2016年度）時点で、焼却・破砕等されるごみ
 10 を9.2%削減の104,978tとなり計画通り進捗しています。

11 個別の数値目標の達成状況について、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、平
 12 成28年度（2016年度）時点で550gで、目標である567gを既に達成しています。また事
 13 業系ごみの量は、平成28年度（2016年度）時点で43,698tで、現行基本計画の平成28
 14 年時点の目標（参考）よりも約1,800t多くなっています。資源化量は、平成28年度（2016
 15 年度）時点で19,609tで、現行基本計画の平成28年度（2016年度）時点の目標（参考）
 16 よりも約2,100t多くなっています。

17 全体として、減量目標を達成しつつも、個別の数値目標は、未達成のものがある状
 18 況です（表2-13参照）。

19 表2-13 平成28年度（2016年度）における減量目標と実績

内容	平成21年度 (2009年度)	平成28年度 (2016年度)		平成32年度 (2020年度)
	基準年度	実績	第3次計画 目標(参考)	第3次計画 最終目標年度
減量目標				
焼却・破砕等されるごみ				
平成21年度よりごみ量を20%削減	115,564 t	104,978 t (9.2%削減)	102,990 t (10.9%削減)	92,440 t (20.0%削減)
個別の数値目標				
家庭系ごみ				
市民1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量を 平成21年度より17g削減	584g	550g (34g削減)	581g (3g削減)	567g (17g削減)
(参考)家庭系ごみの量	82,829 t	79,437 t	76,368 t	71,845 t
事業系ごみ				
事業系ごみの量を 平成21年度より約7千トン削減	45,619 t	43,698 t (1,921 t削減)	41,877 t (3,742 t削減)	38,700 t (6,919 t削減)
資源化量				
資源化量を平成21年度より 約5千トン増加	15,317 t	19,609 t (4,292 t増加)	17,517 t (2,200 t増加)	20,400 t (5,083 t増加)
人口 *第3次計画時の想定人口	388,963人	396,014人	363,582人*	347,130人*

1 (2) 計画策定にあたっての課題

2 現行基本計画の数値目標において、平成28年度では、おおむね達成できているとは
3 いえ、豊中市の人口は、大規模住宅の建替え等により増加傾向にあり、少子高齢化や
4 世帯人数の減少は進行し続けています。また、現行計画策定時の想定とは大きな乖離
5 がある状況で、当面の間、人口は微増傾向が続く可能性があります。現在は、市民一
6 人ひとりの努力により焼却処理量の増加は抑えられていますが、このままでは、今後、
7 焼却処理量は増加することが予想されます。以上のことから計画策定にあたっての課
8 題を以下のとおり整理しました。

- 9 1) ごみ焼却施設で余力を持って処理できる量を上回るごみの搬入
- 10 2) 少子化・高齢化の急激な進行による地域コミュニティの変容
- 11 3) 発生抑制・再使用を推進するための、市民・事業者・行政の三者による
- 12 協働の促進
- 13 4) 家庭系・事業系ごみの減量の推進（食品ごみ・紙ごみ等）
- 14 5) リサイクルと適正処理に適した分別収集体制の拡充
- 15 6) 安定した循環型社会基盤施設の運用

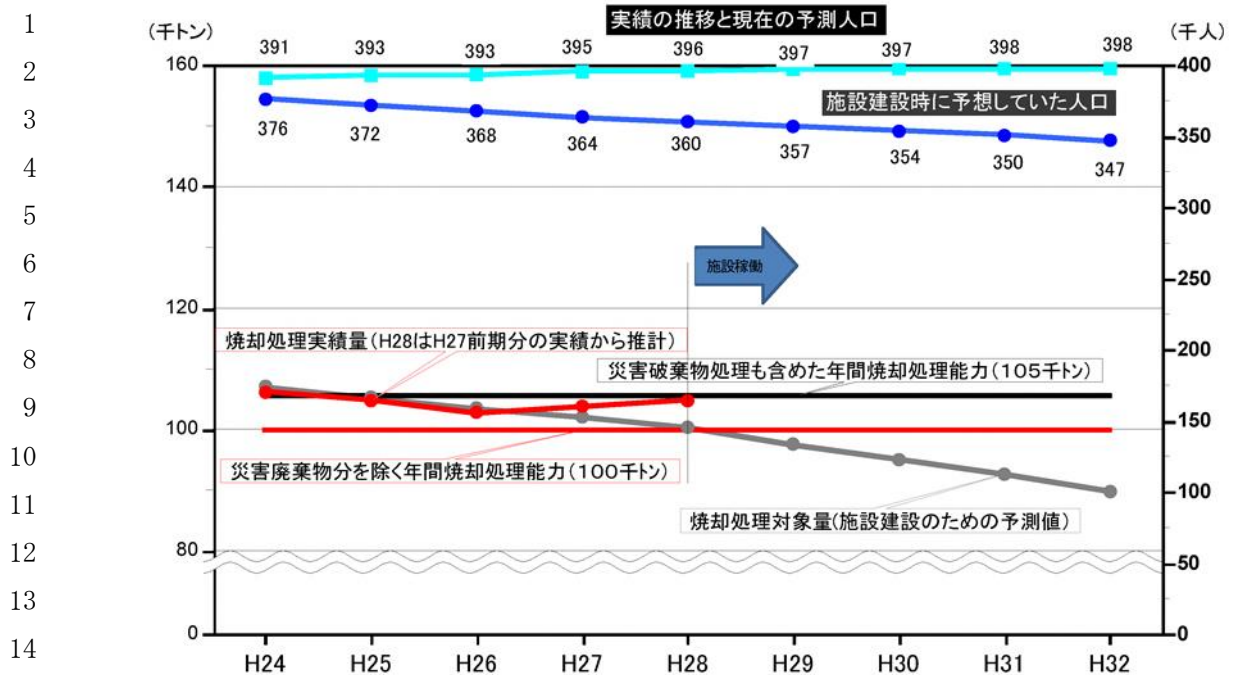
19 1) ごみ焼却施設で余力を持って処理できる量を上回るごみの搬入

20 現在、豊中市伊丹市クリーンランドのごみ焼却施設に搬入されている量は、現
21 行基本計画策定時の計画量（約100千t/年）を上回るごみが搬入されており、余力
22 を持って処理することが困難な状況となっています。（図2-13参照）。市民一人ひ
23 とりの努力により焼却処理量の増加は抑えられていますが、現行基本計画策定時
24 に想定した人口よりも約3万6千人増えており、今後も微増傾向が続く可能性があ
25 ることから焼却処理量を減少させるための取組みが必要です。

26 また、豊中市のごみの最終処分先である大阪湾広域臨海環境整備センターの埋
27 立処分場については、今後も安定的な最終処分場を確保するため、延命化を図る
28 必要があります。

29 このため、将来にわたって安定的な施設稼働をめざすためには、ごみ減量を推
30 進し、施設で余力を持って処理できる量である約100千t/年に焼却処理量を削減
31 することが必要であり、このことが差し迫った課題となっています。

32 図2-13 施設建設に伴う焼却処理量の予想と処理能力の関係



2) 少子化・高齢化の急激な進行による地域コミュニティの変容

- 17 • 世帯数は増加傾向にあるものの人口は横ばい傾向であり、さらに、高齢社会から超高齢社会へと進行しています。また、核家族化や単身者の流入等により、
 18 世帯数も増加しています。この結果、平均世帯人員は低下の一途をたどっています。
 19
- 21 • 高齢化や平均世帯人員の低下など、世帯構成人員の変化、ライフスタイルの変化により、新たに地域団体において活動する市民が減り、これまでと同様の仕組みでは、地域での再生資源集団回収等が実施できなくなる可能性も考えられます。
 22
- 25 • 再生資源集団回収に加え、ごみ集積所の維持管理やごみ出し支援等、地域コミュニティの変容を踏まえた仕組みづくりが必要です。
 26
- 27 • 従来からの自治会を軸とした手法と併せて、新たな手法やルール浸透の仕組みづくりを検討し市民へのごみ排出ルールの浸透と地域のごみ減量の取組みの活性化を行うことが必要です。
 28
- 30 • 地域コミュニティと行政が協働してごみ減量の機運を高めていくために、廃棄物減量等推進員との連携強化や世代間の交流によるごみ減量啓発の実施が必要
 31 32 33

1 **3) 発生抑制・再使用を推進するための市民・事業者・行政の三者による**
2 **協働の促進**

3 ・大量生産・大量消費社会から環境負荷の小さい循環型社会に転換していくため
4 には、市民・事業者はライフスタイルや経営姿勢を見直していく必要があります。
5 す。

6 ・市民や事業者の環境やごみに対する関心は高まっていますが、特に2R（発生
7 抑制・再使用）の実践行動が市民生活や事業活動に浸透することが望ましいと
8 考えます。2Rを浸透**させて**いくためには、市民の努力とともに、ライフスタ
9 イルに取り入れることができるように、例えば、包装を断る、再使用製品の販
10 売等の促進など、2R型の製品やサービスを事業者が導入することも同時に必
11 要となります。

12 そのため、これまで継続してきた北摂地域の広域連携による取組みの推進や環
13 境配慮型販売システムの充実が必要です。

14
15 **4) 家庭系・事業系ごみの減量の推進（食品ごみ・紙ごみ等）**

16 ごみの中には、食品廃棄物や古紙が半分以上含まれており、これらを資源化す
17 ることにより焼却処理するごみを大きく削減することが可能です。このため、再
18 生資源集団回収の拡大・推進に取り組み、家庭だけでなく事業所を含めた地域の
19 3R活動の活性化を図る必要があります。

20 **①【家庭系ごみの減量の推進】**

21 ・冷蔵庫に入れたまま腐らせた手付かずの食品、多く作りすぎて廃棄する食べ残
22 しなどの食品を削減することは重要な課題です。

23 ・食べ物を大切に作る活動として、フードドライブの実践や仕組みづくりととも
24 に、食品ロスに係る周知が必要です。

25 ・高齢化や世帯構成人員の変化、ライフスタイルの変化などに対応し、雑がみを含
26 めた古紙類**等**の再生資源回収量の増加に向けて、多様な再生資源回収システム
27 を構築する必要があります。

28 ・大規模集合住宅が増加する中、再生資源回収の**活性化を図る**ことが必要です。

29 **②【事業系ごみの減量の推進】**

30 ・食品ごみの減量を促進するため、豊中エコショップ制度等も活用し、飲食店等
31 での食べ残しを削減する取組みが必要です。

32 ・豊中市伊丹市クリーンランドと連携した搬入調査を充実させ、また、その調査
33 結果を活用した事業者のごみ減量・適正排出に関わる支援や誘導等を行う必要
34 があります。

35 ・小規模事業所では、一つの事業所から排出される古紙等は微量で、また、1か
36 月以上保管して再生資源回収業者に引き渡すなど手間や負担が大きく、取組み
37 が遅れています。このため、小規模事業所の取組み推進に向けた市の支援（減

1 量マニュアルの配布、ごみ減量によりごみ処理費用が軽減される仕組み等の情
2 報提供など。) や事業者同士が連携した取組みが必要です。

- 3 ・事業系一般廃棄物減量計画書の提出制度を活用した事業系ごみ減量の推進も重
4 要です。

5) リサイクルと適正処理に適した分別収集体制の拡充

- 7 ・市民がごみや再生資源を出し間違えるのは、「情報が伝わりにくい」などが原因
8 の一つと考えられます。このため、出し方が分かりにくいプラスチック製容器
9 包装等の分別排出の協力を得るため、様々な年齢層やライフスタイルに応じて
10 多様な手段でごみに関する情報を市民に伝え、市民の理解を深めていく必要が
11 あります。また、入れ替わりの激しいマンション等の居住者へ効果的な情報伝
12 達を行っていく必要があります。

- 13 ・社会状況の変化に相応して発生してくる新しい廃棄物問題に対応するため、引
14 き続き情報収集を行い、**効率的かつ効果的な**分別収集等の対応を行っていく必
15 要があります。

16 あわせて、ごみ収集・処理従事者の安全を確保するため、市民や事業者に対し
17 て排出ルールを浸透させる必要があります。

6) 安定した循環型社会基盤施設の運用

- 20 ・豊中市、伊丹市**及び**豊中市伊丹市クリーンランドの三者が連携し、余裕を持った
21 施設の運用と維持管理を行う必要があります。

- 22 ・平成40年度（2028年度）以降の大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場
23 の整備については、同センターにより設置事業が進められていますが、現在の
24 埋立処分場をできる限り長期間に渡って利用できるよう、ごみの減量に努める
25 必要があります。

- 26 ・災害廃棄物処理計画に基づき、災害時に発生する災害廃棄物や避難所ごみ等の
27 処理を円滑に行うための対応力の向上が必要です。

1 第3章 基本構想

2 第1節 基本理念

3 協働で取り組む循環型社会の構築

4
5
6 豊中市では、平成19年(2007年)4月1日に、自治の基本となる理念や原則を定めた
7 「豊中市自治基本条例」を施行しました。この条例の第2条に定めた自治の基本原則で
8 は、「自治は、次に掲げる基本原則に即して推進されなければならないとし、

- 9 (1) 情報共有の原則 市民、事業者及び市は、市政に関する情報を共有すること。
10 (2) 参画の原則 市民及び事業者の参画の下で市政が行われること。
11 (3) 協働の原則 市民、事業者及び市は、互いを理解し、尊重し、対等な立場で
12 連携して課題に取り組むこと。」

13 以上の3つの基本原則を掲げています。

14 また、「地域の課題は、地域の特性に応じて市民及び事業者が解決に向けた取組みを
15 担うとともに、市がその取組みに必要な施策を実施することにより解決を図るものとす
16 る。」と定めています。

17 これまで本市は、第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画に基づき「市民の3R行動」
18 を推進し取組んできました。こうした中、社会の廃棄物処理・リサイクルを取巻く状況
19 は大きく変化しており、大量生産・大量消費・大量リサイクルによる、最終処分量の削
20 減といった、廃棄物の「量」に着目した施策から、市民や事業者が自らライフスタイル
21 やビジネススタイルを見直すこと、廃棄物から有用資源を回収し、高度な物質循環を確
22 保することによる天然資源の消費の抑制といった「質」に着目した、循環型社会への転
23 換が求められています。

24 とりわけ、2R(発生抑制・再使用)の取組みについて、市民・事業者・行政は廃棄物
25 の減量に対し、相互理解を深め、これまで培ってきた協働とパートナーシップの枠組み
26 をより一層推進し、参加・参画する取組みを展開する必要があります。

27 そこで、第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画の基本理念を第3次豊中市一般廃棄物
28 処理基本計画の基本理念である「協働とパートナーシップに基づき「もったいない」の
29 ところで作る循環型社会」を発展させ、協働して環境に配慮したまちづくりに取り組
30 むべく、「協働で取り組む循環型社会の構築」としました。

第2節 基本方針と基本施策

計画策定の基本方針と基本施策は以下のとおりです。

(1) 基本方針

循環型社会の構築に向けた取組みを進めます

廃棄物の減量に向けた2R（発生抑制（リデュース）・再使用（リユース））と質の高い再生利用（リサイクル）をより一層推進していくため、市民・事業者・行政による協働の取組みを積極的に進めます。

特にリサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の推進としては、手つかずのまま廃棄される食品の削減や、子ども服等のリユースを推進します。

質の高いリサイクルの推進として、国・府の動向に注視するとともに、使用済小型家電や水銀使用廃製品等の回収等、これまでも行ってきた時代の要請に応じた分別収集を今後も推進します。

不法投棄の防止と美しいまちづくりのため、ごみを捨てさせない環境づくりを市民・事業者と協働で推進します。

将来発生することが予想される大規模な地震や風水害等から発生する廃棄物を周辺自治体等との連携の強化を図り、適切に処理ができる体制づくりを進めます。

(2) 基本施策

循環型社会の構築に向けて、4つの基本施策を定めました。

1. 廃棄物の減量に向けた2R（発生抑制・再使用）と質の高い再生利用の推進

2. 廃棄物の適正処理の推進

3. 美しいまちづくりの推進

4. 災害廃棄物の適正処理

1 第4章 循環型社会構築のための基本フレーム（減量目標等）

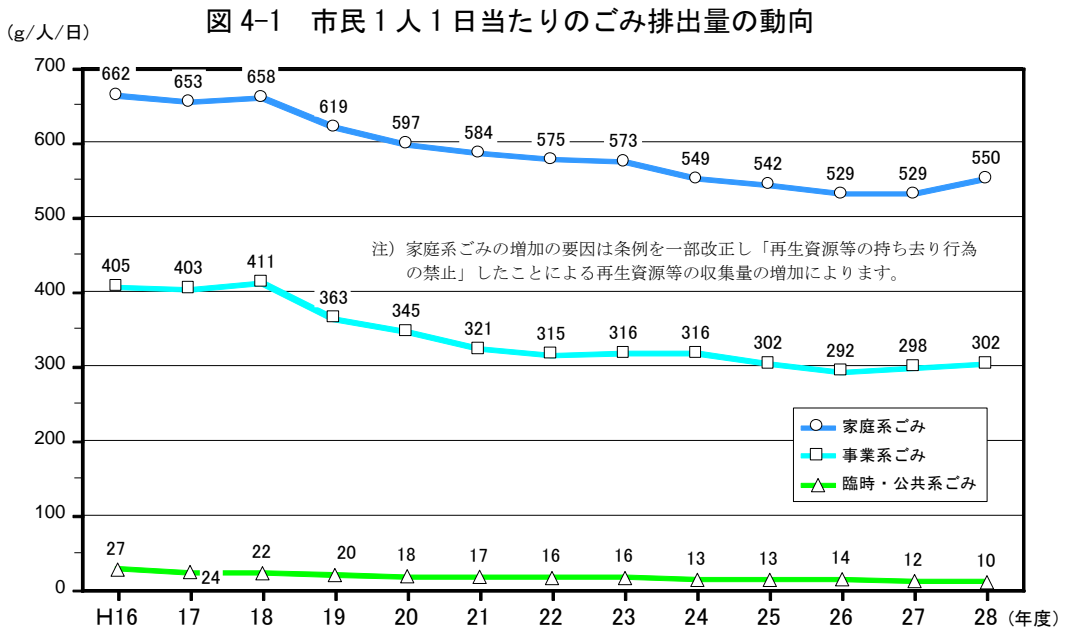
2 第1節 ごみ発生量の予測

3 第4次豊中市総合計画による平成39年（2027年）の将来人口予測は約39万5千人
4 であり、平成27年（2015年）の人口（約39万5千人 国勢調査）とほぼ同様となっ
5 ています。また、ここ10年間の人口予測では平成32年（2020年）に約39万8千人
6 でピークをむかえると予測されています。第4次一般廃棄物処理基本計画の将来人口
7 予測は、上位計画である第4次豊中市総合計画と合わせています。

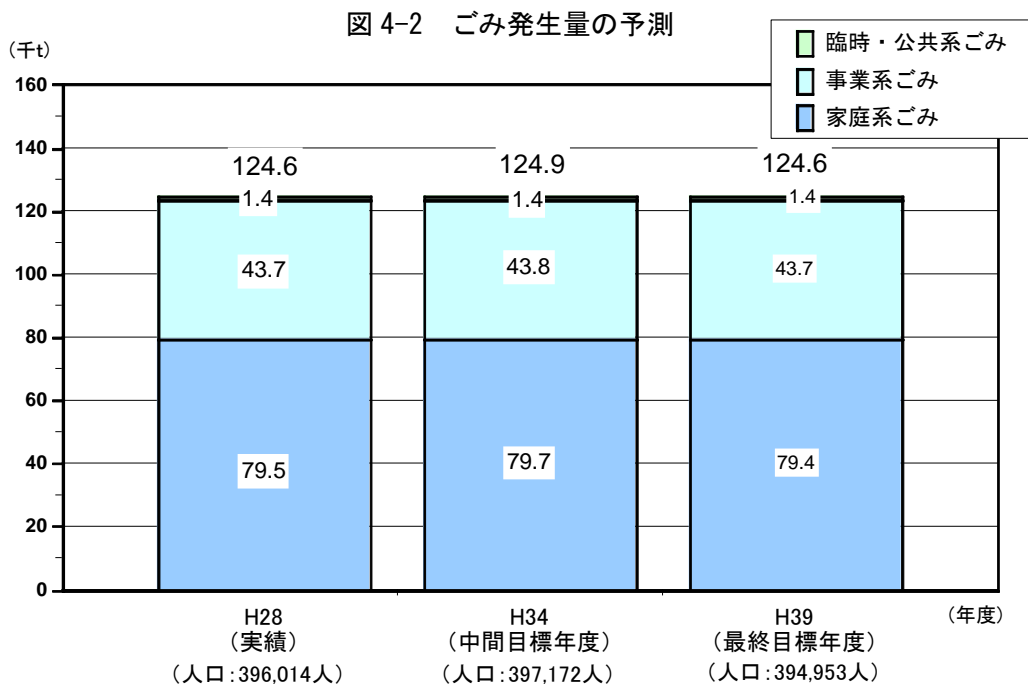
8 市民1人1日当たりのごみ排出量は、家庭系ごみ市指定袋制の導入、ごみ処理手数料
9 の改定、粗大ごみ有料収集の実施等の取組みを行った平成16年度（2004年度）か
10 ら平成18年度（2006年度）以降、家庭系ごみ、事業系ごみともに減少が続いてきま
11 ましたが、近年ではその動きは停滞しつつあり、図4-1に示すようにほぼ横ばいとなっ
12 ています。

13 将来の1人1日当たりのごみ発生量が平成28年度（2016年度）と同水準であると
14 想定し、中間目標年度の平成34年度（2022年度）、最終目標年度の平成39年度（2027
15 年度）のごみ発生量を1人1日当たりのごみ発生量×将来人口×年間日数で予測しま
16 した。その結果を図4-2に示しています。平成34年度（2022年度）、平成39年度（2027
17 年度）のごみ発生量は、家庭系ごみ、事業系ごみ及び臨時・公共系ごみを合わせて、
18 平成28年度（2016年度）とほぼ同様の約125千tと予測しました。

19



- 注 1) 家庭系ごみには集団回収量、事業系ごみには庁内古紙回収量、給食残渣堆肥化量、機密文書リサイクル事業等による資源化量を含めていますが、減量計画書による事業所の自主的資源化量は含めていません。
- 注 2) 環境省で使用している数値と市で使用している数値は、算定方法が異なるため、一致しないことがあります。



- 注 1) 家庭系ごみには集団回収量、事業系ごみには庁内古紙回収量、給食残渣堆肥化量、機密文書リサイクル事業等による資源化量を含めていますが、減量計画書による事業所の自主的資源化量は含めていません。
- 注 2) 環境省で使用している数値と市で使用している数値は、算定方法が異なるため、一致しないことがあります。

1 第2節 減量目標

2 市民一人ひとりが、環境にやさしいライフスタイルを実践し、事業者とも協働して環
3 境に配慮したまちづくりに積極的に取り組み、循環型社会の構築をめざすことにより、
4 最終目標年度（平成 39 年度（2027 年度））において、ごみの焼却処理量を平成 28 年度
5 （2016 年度）実績より 8%削減をめざします（図 4-3 参照）。

6 計画期間中の「減量目標」及びそれを達成するための「個々の目標」の推移は（図 4-4
7 から図 4-7）に示すとおりです。

8 また、節目における基本的数値は（表 4-1）に示すとおりです。

9

図 4-3 最終目標年度における減量目標と個別の数値目標

減量目標

ごみの焼却処理量を平成39年度（2027年度）には
平成28年度（2016年度）実績より8%削減します

■■■ 焼却処理量^{※A}の削減 ■■■

【現状（平成28年度（2016年度））】

ごみ焼却処理施設に、適切に処理できる量を上回るごみが搬入されている 約104千t（実績）

【中間目標年度（平成34年度（2022年度））】

まずは、ごみ焼却処理施設で適切に処理できる量に削減する 約99千t（4%減）

【最終目標年度（平成39年度（2027年度））】

さらに、大阪府自治体の上位水準をめざして焼却処理量を削減する 約95千t（8%減）

内 容		平成 39 年度 目標値	平成 28 年度 実績	平成 39 年度における 削減量・率 (平成 28 年度比)
個 別 の 目 標	家庭系ごみ1人1日当たり量 (再生資源除く。) ^{※B}	約 387 g/人/日	約 414 g/人/日	約 27g 削減
	事業系ごみ量 (再生資源除く。) ^{※C}	約 38 千 t/年	約 43 千 t/年	約 5 千 t 削減
	資源化率 ^{※D}	約 19%	約 16%	約 3 % 増加

※A 豊中市伊丹市クリーンランドにおいて焼却処理されるごみの年度合計量

※B 豊中市伊丹市クリーンランドへの家庭系ごみ搬入量（再生資源を除く。）の1人1日当たり量

※C 豊中市伊丹市クリーンランドへの事業系ごみ搬入量（再生資源を除く。）の年度合計量

※D ごみの総量（排出量（再生資源含む。））（年度）に対する家庭系及び事業系ごみのうち資源化されるごみの合計量（年度）の割合（民間の自主的回収量を除く。）

図 4-4 焼却処理量（減量目標）の推移

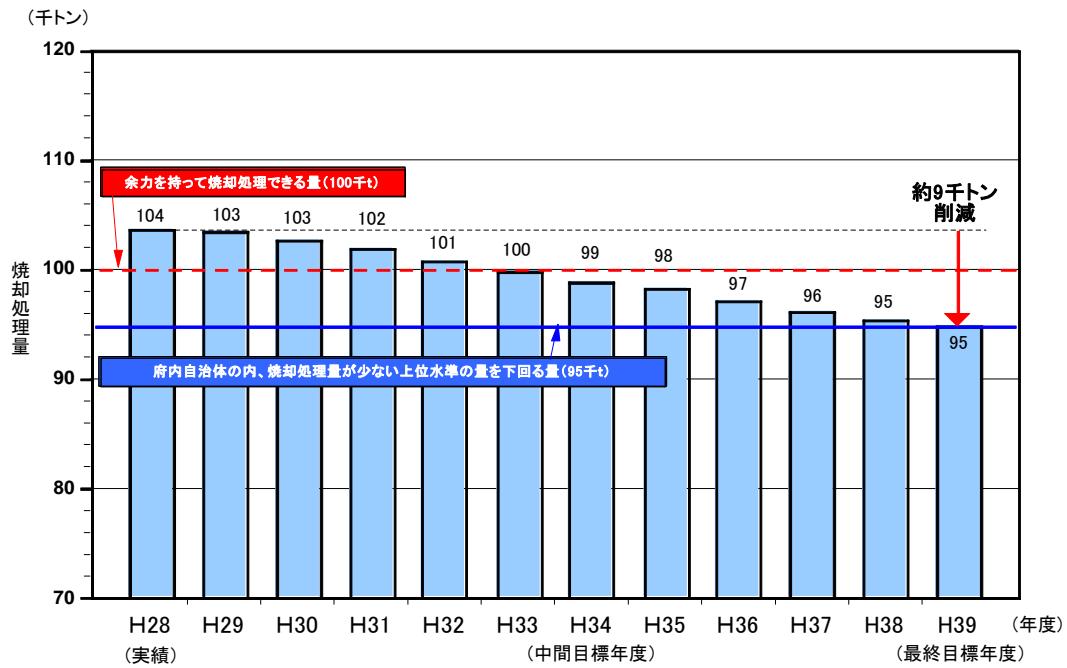


図 4-5 家庭系ごみ1人1日当たり量（再生資源除く。）（個々の目標）の推移

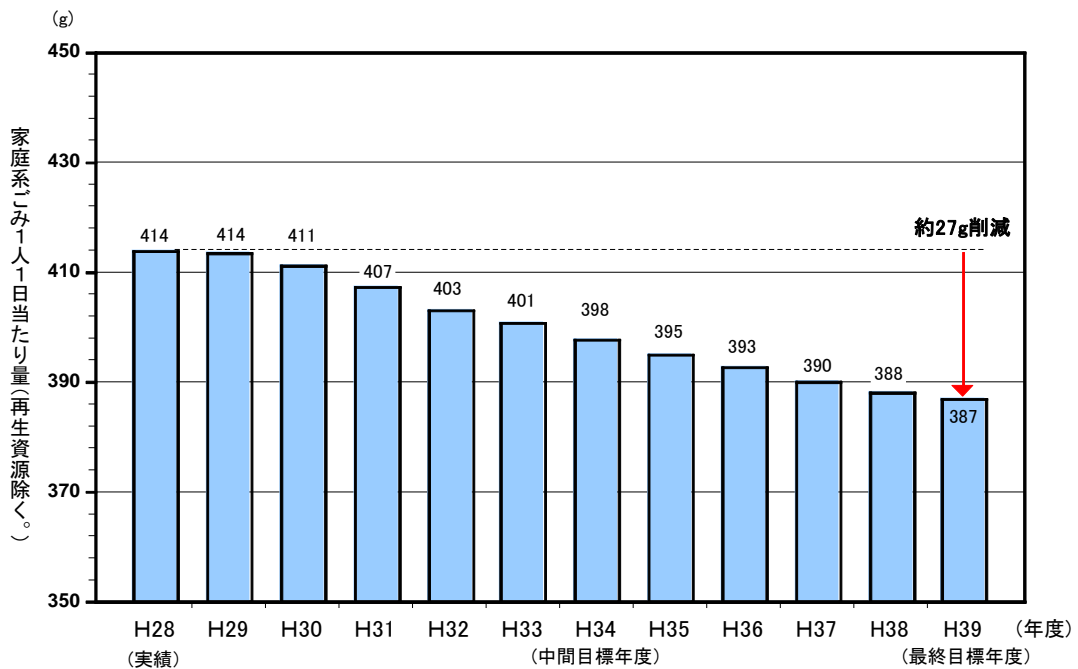


図 4-6 事業系ごみ量（再生資源除く。）（個々の目標）の推移

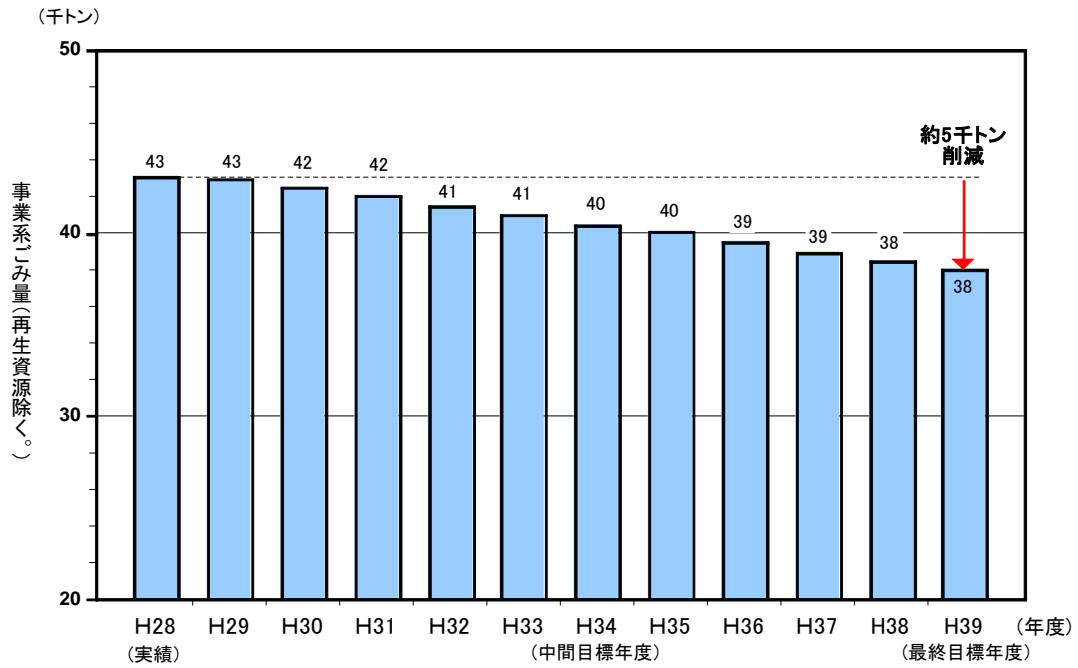


図 4-6 資源化率（個々の目標）の推移

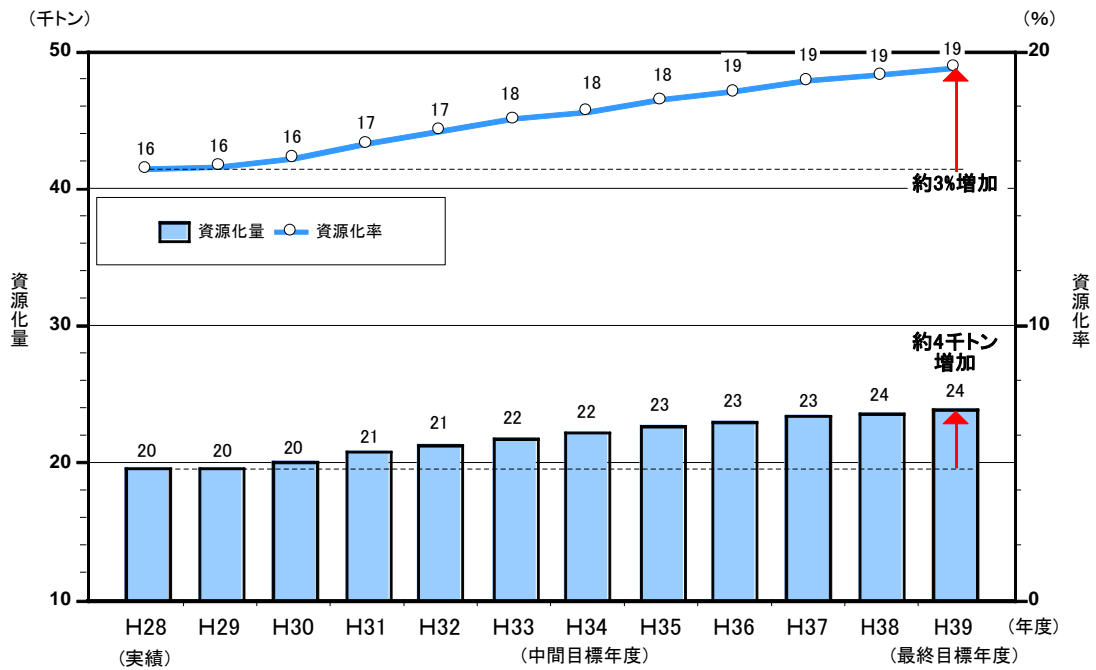


表 4-1 計画期間の節目における基礎的数値

		H28(実績)	H30(初年度)	H34(中間目標)	H39(最終目標)	備考
人口		396,014人	396,874人	397,172人	394,953人	第4次豊中市総合計画前期基本計画。H28は推計人口
発生量 ①	家庭系	79,457t	79,612t	79,672t	79,445t	平成28年度の1人1日当たりの発生量が将来も同水準で推移するものとし、平成28年度の1人1日当たりの排出量×将来人口×年間日数で算定 ※発生量は、市処理量+集団回収量等市が関与する資源化量(モデル的事業も含む)
	事業系	43,699t	43,803t	43,836t	43,710t	
	その他(臨時・公共)	1,432t	1,434t	1,435t	1,431t	
	合計	124,587t	124,849t	124,943t	124,586t	
発生抑制量 ②	家庭系	0t	29t	116t	217t	家庭系ごみ中の手付かず食品+レジ袋の量(約6%＝約30g/人/日)の5%(1.5g/人/日)をH39までに削減(H24家庭系ごみ調査)
	事業系	0t	87t	522t	867t	事業系ごみ中の発生抑制対象ごみ(約20%＝約60g/人/日)の10%(6g/人/日)をH39までに削減(H26事業系ごみ調査)
	合計	0t	116t	638t	1,084t	
発生抑制後の排出量 ③=①-②	家庭系 ④	79,457t	79,583t	79,556t	79,228t	発生量-発生抑制量 (H32目標H24比△12% 豊中市H24比H32△3%)
	事業系 ⑤	43,699t	43,716t	43,314t	42,843t	
	その他(臨時・公共)	1,432t	1,434t	1,435t	1,431t	
	合計	124,587t	124,733t	124,305t	123,502t	
	削減率	100%	100%	100%	99%	
資源化量	家庭系 ⑥	18,368t	18,774t	20,585t	21,989t	品目別に分別協力率の目標を設定して資源化量の目標を設定。既存資源化量+新規資源化量
	市収集 ⑦	12,291t	12,543t	13,537t	14,326t	集団回収量+再生資源買取音量
	市間与民間回収 ⑧	6,076t	6,231t	7,048t	7,663t	
	事業系 ⑨=⑩+⑪	15,278t	15,152t	16,759t	18,706t	分別協力率の目標を古紙、食品廃棄物等に設定して資源化量の目標を設定。ただし、民間自主的取組は参考値で、資源化率には含まず。
	庁内実施、市間与 ⑩	717t	790t	1,052t	1,382t	既存資源化量+新規資源化量
	(参考)民間自主的取組 ⑪	(14,560t)	(14,362t)	(15,707t)	(17,324t)	既存資源化量+新規資源化量
	リサイクルプラザでの破碎後の鉄等回収 ⑫	524t	525t	533t	541t	小型家電ビッグアップ回収、臨時ごみリユース含む
	市間与分合計 ⑦=⑥+⑩+⑫	19,609t	20,089t	22,170t	23,911t	民間自主的取組除く
資源化率 ⑦÷③ (対発生抑制後排出量)	15.7%	16.1%	17.8%	19.4%	民間事業所の自主的資源化量は含まない。	
市施設(※)受入量 ※豊中市伊丹市クリーンランド	家庭系 ④-⑧	73,381t	73,352t	72,508t	71,565t	※=豊中市伊丹市クリーンランドで受け入れている剪定枝、リサイクルBOX、許可業者による教育施設からの資源回収量
	事業系 ⑤-⑩+その他(※)	43,107t	43,052t	42,388t	41,586t	
	その他(臨時・公共)	1,432t	1,434t	1,435t	1,431t	
	合計	117,919t	117,838t	116,331t	114,583t	
集団回収、再生資源を除く排出量	家庭系ごみ量	59,838t	59,551t	57,677t	55,922t	集団回収、再生資源を除く排出量
	家庭系ごみの1人1日当たりの排出量(資源除く)	414.0g/人/日	411.1g/人/日	397.9g/人/日	386.9g/人/日	(H32目標500g/人/日、府403g/人/日、豊中市404g/人/日)
	事業系ごみ量(資源除く)	43,099t	42,469t	40,461t	38,044t	
最終処分量	焼却灰	13,336t	13,218t	12,732t	12,207t	(H32目標H24比△14% 豊中市H24比△9%、H23比△22%)
	破碎後の不燃物	954t	950t	945t	933t	
	合計	14,290t	14,168t	13,677t	13,140t	
	削減率	100%	99%	96%	92%	
焼却処理量	焼却処理量	103,584 t	102,701 t	98,925 t	94,849 t	H28を100%として
	削減率	100%	99%	96%	92%	

注) 国の目標は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(環境省 平成28年(2016年)1月)、府の目標は、「大阪府循環型社会推進計画」(大阪府 平成28年(2016年)6月)。

1 第5章 基本理念の実現に向けた基本施策

2 第1節 廃棄物の減量に向けた2R（発生抑制・再使用） 3 と質の高い再生利用の推進

4 (1) 市民・事業者・行政の協働による循環型社会の構築

5 【基本的な考え方】

- | | |
|------------------------|---|
| 6
7
8
9
10 | <ul style="list-style-type: none">・ ごみの減量につながるライフスタイルや事業活動を市民・事業者に浸透させるため、市民・事業者・行政が目的を共有し相互信頼のもと、連携を図りながら取組みを進めます。・ 環境学習等の機会を通して、市民・事業者の自発的な3R行動を促進します。 |
|------------------------|---|

11 【取組み方針】

12 ○環境学習・教育の充実

13 環境学習等の機会を通して、詰め替え商品等の選択、簡易包装の推進等、ごみの減
14 量につながるライフスタイルや事業活動を定着させるため、市民・事業者・行政が目
15 的を共有し相互信頼のもと、連携を図りながら取組みを進めます。また、教育委員会、
16 担当部局、市民・市民グループ、廃棄物減量等推進員、事業者などが連携し、小中学
17 校等における環境教育の充実を図ります。

18 ○環境配慮型販売システムの推進

19 周辺自治体や事業者と連携したマイバッグの取組みの推進や、豊中エコショップ制
20 度の充実等による環境配慮型販売システムの充実を図ります。

21 ○食品ロス・ゼロに向けた取組み

22 賞味期限、消費期限についての理解の促進にあわせて、国内・国外における食品ロ
23 スの実態を市民・事業者へ伝えるとともに、「もったいない」の意識を高め、「食べ物
24 を大切にする活動」を市内で展開し、食品ロスの削減をめざします。

25 ○3Rに取り組む市民活動団体やグループ活動等との連携強化

26 3Rに取り組む市内の市民活動団体等の活動情報をごみ分別アプリ等を活用して市
27 民に提供するなどにより、活動団体間の交流を深め、連携強化を図ります。

1 (2) 家庭系ごみ減量等に関する取組み

2 【基本的な考え方】

- 3 ・ 地域における 3R の取組みについて、**廃棄物減量等推進員との連携を一層強化すること等によりごみの減量・リサイクルを推進します。**
- 4 ・ **全市域をごみ種別に公・民が分担して収集運搬を行う方式を活用して、ごみ**
- 5 **分別・排出ルールに関する広報周知活動の充実を図ります。**
- 6 ・ **再生資源集団回収等、多様な再生資源回収方法を提供することにより、家庭**
- 7 **系ごみの減量化を推進します。**

11 【取組み方針】

12 ○地域での 3R 活動の活性化

13 地域における 3R の取組みによる**ごみの減量・リサイクルを推進するため、地域コ**
14 **ミュニティと行政が協働して 3R 行動の浸透を図るとともに、廃棄物減量等推進員と**
15 **の連携強化や高齢者、成人、子供、学生等の世代間の交流によるごみ減量活動の活性**
16 **化に努めます。**

17 ○2R（発生抑制・再使用）の推進

18 **マイバッグ持参によるレジ袋削減、焼却施設の燃焼効率の向上やごみ収集時のコス**
19 **ト削減等の効果も見込まれる生ごみの水切りなど、市民との協働によるごみの発生を**
20 **抑制する運動の促進を図ります。また、使用済となったものでも、再使用可能なもの**
21 **を繰り返し使用するリユースの取組みを促進するため、現在行っている子ども服や家**
22 **具などのリユース事業の拡充を図ります。**

23 ○再生資源集団回収の推進

24 **既存の集団回収登録団体に対して、市 HP や定期的に発行している「集団回収ニ**
25 **ュース」を活用し、回収意欲の促進を図るなど、活性化につながる方策を講じる**
26 **とともに、登録団体、行商者との意見交換会の中でいただいた意見も参考にしな**
27 **がら、更なる回収量の増に向けた取組みを検討します。また、再生資源集団回収**
28 **未実施団体に対して制度への参加を積極的に働きかけます。**

29 ○多様な再生資源回収方法の構築

30 **リサイクル推進のため、関係機関、事業者、再生資源回収業者等と連携し、市民の**
31 **ライフスタイルに応じた多様な資源回収方法を提供し、新たなシステムを構築します。**

32 ○適切な分別排出の浸透

33 **行政による全市域での再生資源回収体制を活用し、市民に対しごみ分別・排出**
34 **ルールに関する広報周知活動の充実を図るとともに、自治会やマンション管理組**
35 **合等と連携し、市民へのごみ排出ルールの浸透と地域のごみ減量の取組みの活性**
36 **化をめざします。**

○家庭系ごみの有料化の検討

ごみ減量目標の達成状況等を見極めながら、家庭系ごみ（粗大ごみを除く）の有料化について、慎重に検討していきます。

(3) 事業系ごみ減量等に関する取組み

【基本的な考え方】

- ・ 事業活動に伴い排出されるごみの減量・適正処理を推進するため事業者にとってコスト削減につながる情報提供をすることにより、ごみ減量のメリットを広く周知する取組みを行います。
- ・ ごみ処理施設における搬入物調査の機会を通して、資源物や産業廃棄物等を搬入した排出事業者及び許可業者へ適正な排出の誘導を行います。
- ・ 多量排出事業者だけでなく、中小事業者も含めた排出事業者における排出抑制を促進します。
- ・ 魚あらについては、食品リサイクル法に基づき国の登録を受け、府内で魚あらの再生利用を行う事業者において資源化を図ります。

【取組み方針】

○ごみ減量に向けた情報提供

先進的にごみ減量に取り組む事業者の取組み内容の紹介、資源回収業者の引取情報、資源化可能な紙類や産業廃棄物の混入削減を進めるための分別排出区分等、ごみ減量・適正処理を推進するための情報提供の充実を図ります。

○多量排出事業所におけるごみ減量の促進

多量の廃棄物を排出する事業者に対し、事業系一般廃棄物減量計画書の提出を求め、各事業所のごみ減量の取組みを把握します。また、それを基に各事業所に立ち入り、現状確認をしたうえで、ごみ減量への協力要請を行っていきます。

○搬入物調査の活用

豊中市伊丹市クリーンランドと連携し、搬入物調査を充実することで、資源物や産業廃棄物等を搬入した排出事業者・収集運搬業者に対し、ごみ減量や適正排出へ誘導します。

○中小規模事業者における分別排出の促進

中小規模事業者が古紙等の資源物を回収できる仕組みづくり等により、分別排出の促進とごみの減量化を推進します。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

○食品廃棄物リサイクル等の推進

食品リサイクル法に基づき、魚あら等の食品廃棄物のリサイクルや飲食店等での食
べ残しを削減する取組みを推進します。

○イベント系ごみの発生抑制及び再使用の推進

イベント系ごみの発生抑制・再使用のための情報提供、分別促進用の用具の貸し出
し等の支援を開催団体へしていきます。

○ごみ処理費用負担の適正化

豊中市伊丹市クリーンランドのごみ処理施設使用料を見直します。

第2節 廃棄物の適正処理の推進

【基本的な考え方】

- ・ 国・府の動向を注視し、**小型家電リサイクル法等、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法改正に対応すべく**時代の要請に応じた分別収集を推進します。
- ・ 可燃ごみ、不燃ごみ**及び**粗大ごみの収集**運搬**を委託している業者と、再生資源を**回収**する**行政**が連携することで、効率的に収集を実施し、市民サービスの向上を図ります。また、ごみ分別・排出ルールの浸透をめざします。
- ・ **ごみ減量**、適正処理を推進するため、豊中市、伊丹市及び豊中市伊丹市クリーンランドの三者で連携を強化します。
- ・ 最終処分量の削減に努め、最終処分場を安定的に確保します。

【取組み方針】

○時代の要請に応じた分別収集体制の推進

a. 効率的な市収集と市民サービスの向上

家庭から**排出される**可燃ごみの収集等を委託している業者と再生資源を**回収**する**行政**が連携し、効率的に収集を実施するとともに、**全市域において分別に関する更なる周知啓発**を行います。

b. **各種リサイクル法等に基づく分別収集体制の構築**

各種リサイクル法等の改正へ対応するため、分別収集、拠点回収等、収集体制の構築を推進します。

c. 収集作業・選別作業従事者の安全確保

在宅医療廃棄物等への対応強化、危険物の**排出**ルールの徹底により収集作業・選別作業従事者の安全確保を図ります。

d. 委託収集業者への指導體制の強化

可燃ごみ、不燃ごみ**及び**粗大ごみの収集等を委託している業者への適正な収集作業の実施のための指導の充実を図ります。

e. 高齢者・障害者へのごみ排出サポートシステムの充実

高齢者や障害者の方々の在宅生活を支援する事業である「ひと声ふれあい収集」についてこの制度を必要とされる方に必要な情報が届くよう引き続き周知活動に努めます。

f. ごみの分別と収集の効率化のためのごみ保管場所設置と管理の徹底

「**大規模建築物等保管場所等の設置及び届出等に関する規則**」に定める**管理責任者の届け出**を活用し、共同住宅における収集の効率化、分別排出に適したごみ保管場所の**設置の推進及び**管理責任者による居住者への排出ルールの徹底を図ります。

1 **g. 環境に配慮した収集機材等の導入拡大**

2 環境に配慮した収集機材等の保有割合の拡大を図ります。

3 **○安定した循環型社会基盤施設の運用**

4 **a. 豊中市伊丹市クリーンランド等との連携強化**

5 **中間処理**施設の適切な維持管理を行うため、豊中市、伊丹市**及び**豊中市伊丹市ク
6 リーンランドの三者の連携を強化していきます。

7 **b. ごみ処理施設を活用した市民啓発の充実**

8 豊中市伊丹市クリーンランドとの連携を強化し、市民のごみに関する意識を高め
9 るため、施設見学会等の充実を図ります。

10 **c. ごみ搬入方法等の見直し**

11 豊中市伊丹市クリーンランドの**安定稼働**のため、**伊丹市及び**豊中市伊丹市ク
12 リーンランドと協議し、資源化・適正処理の推進のため必要に応じてごみの搬入方法等
13 について見直します。

14 **d. 最終処分場の安定的確保**

15 ごみ減量化の推進などにより最終処分量の削減に努めるとともに、広域的最終処
16 分場（3期計画）の整備に向け、国・府との情報を共有し、最終処分場の安定的な
17 確保に努めます。

18

1 第3節 美しいまちづくりの推進

2 【基本的な考え方】

- 3
- 4 ・ 「豊中市美しいまちづくりの推進に関する条例」に基づき、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、一体となって、ポイ捨てや不法投棄のない美しいまちづくりを進めるため、連携した運動を展開します。
- 5
- 6
- 7

8 【取組み方針】

9 ○まちを美しくする運動の推進

10 豊中市まちを美しくする運動連絡会議、豊中市まちを美しくする運動推進本部を中心とした、市民・事業者・関係機関と連携し、駅前での啓発活動や道路や河川での美化活動を行い、ポイ捨てや不法投棄のない美しいまちづくりを推進します。

11

12

13

14 ○地域による美しいまちづくりの展開

15 「地域清掃」、「アダプトシステム活動団体」、「違法簡易広告物追放推進団体（とよなか美はり番）」等の現状や課題の把握を行いながら、更に美化活動の拡充・活性化を図るため、各団体・個人への働きかけ、交流の促進、活動への支援を行います。

16

17

18

1 第4節 災害廃棄物の適正処理

2 【基本的な考え方】

- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- ・ 将来発生することが予想される大規模な地震や風水害等に備えるため、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行います。
 - ・ 収集運搬作業、中間処理施設の運転の維持・継続のため、災害時対応マニュアルの再整備等、総合的な災害対策の充実を図ります。

9 【取組み方針】

10 ○災害廃棄物処理計画の見直し

11 非常災害発生時に備えて、仮置場の確保、廃棄物の分別及び処理方法、更に周辺の
12 地方公共団体や民間事業者等との連携・協力体制の整備等の災害廃棄物を適正かつ円
13 滑・迅速に処理するために必要な事項を定めた災害廃棄物処理計画について、災害対
14 策基本法に基づく地域防災計画等との整合を図り、適宜見直しを行います。

15 ○収集運搬業務等における災害時対応マニュアルの整備

16 大規模な災害で大量に発生する災害廃棄物を迅速に処理するため、できるだけ早い
17 段階から分別収集に着手できるよう、過去の災害等の事例や教訓から、災害廃棄物処
18 理の技術やノウハウを蓄積するとともに、それらの技術を伝承するための訓練・演習
19 を行うことにより、災害廃棄物への対応力のある人材の育成を図るべく、災害時対応
20 マニュアルの再整備を行います。

21

1 第6章 計画推進のために

2 第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ減量計画等を策定し、進行管理を行
3 います。また、周辺自治体・関係機関、民間事業者等との広域的な連携強化に努めるとと
4 もに、新たな社会経済システムの形成をめざし、国・府に拡大生産者責任制度の確立等を
5 要請します。

7 (1) 計画の進行管理

8 第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画に基づき、一般廃棄物処理実施計画（毎年度作
9 成）、ごみ減量計画、容器包装分別収集計画等を策定し、具体的なごみ減量施策を実施
10 します。

11 ごみ減量計画については、PDC Aサイクルに基づく進行管理を行い、その進捗状
12 況を市民・事業者に向け、広報等を行います。

14 (2) 広域的連携、民間事業者との連携の拡充

15 円滑な中間処理・最終処分のために、伊丹市、豊中市伊丹市クリーンランドとの連
16 携強化を図るとともに、周辺自治体はもとより大阪湾広域臨海環境整備センターの埋
17 立処分場を最終処分先としている近畿地区の自治体との連携強化を図ります。

18 また、災害発生時には、ごみ減量・リサイクルの推進に向けて、広域的相互応援・
19 支援体制、民間事業者との連携の強化を図ります。

21 (3) 新たな社会経済システムの形成に向けた取組み

22 容器包装リサイクル法における事業者負担割合の見直しや適正処理が困難な廃棄物
23 等の生産者責任による回収等の拡大生産者責任制度の確立を国・府に要請していきま
24 す。

第2部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と基本的課題

第1節 生活排水処理の現状

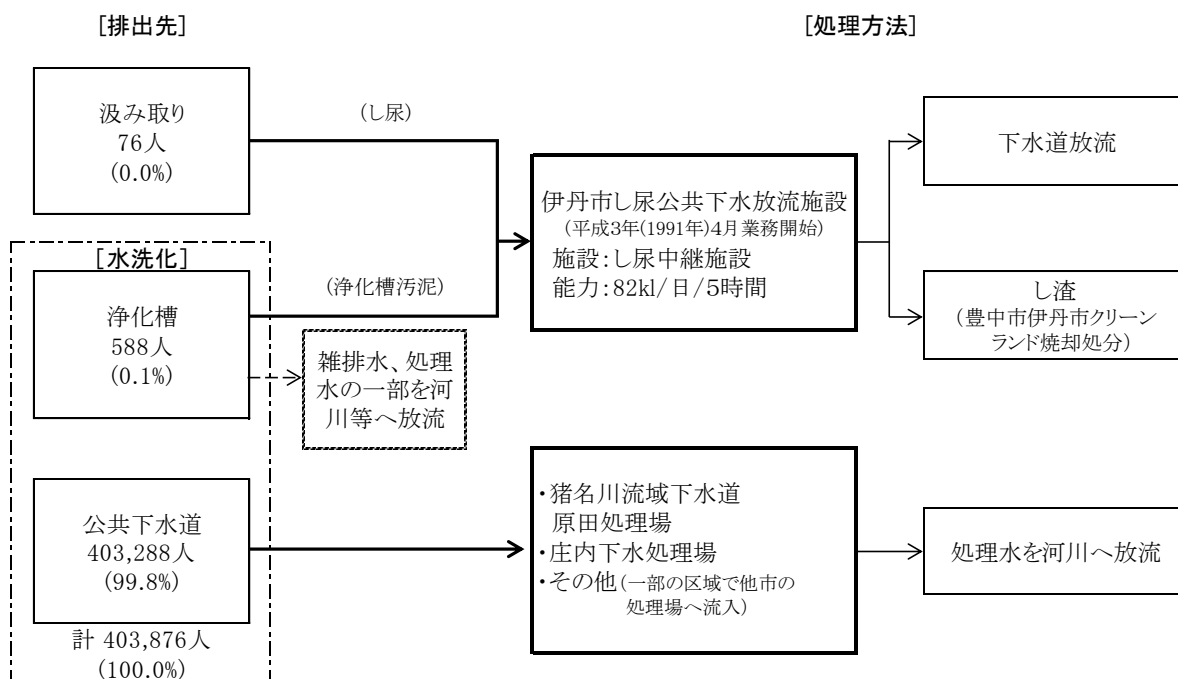
(1) 生活排水処理システムの概要

豊中市の生活排水処理の現状は図1-1に示すとおりです。

市内の下水道処理区域は、猪名川流域下水道原田処理区（終末処理場は原田処理場）と庄内処理区（同 庄内下水処理場）の大きく2つに分かれています。公共下水道普及率はすでに100%に近く、汲み取り家庭や浄化槽処理家庭はごく僅かな割合となっています。

なお、汲み取り家庭の収集は全量委託業者が、また、浄化槽汚泥の収集は許可業者が対応し、伊丹市処理施設へ搬入（豊中市サニテーションは平成20年（2008年）3月31日に閉鎖。同年4月1日から伊丹市に処理を委託）、前処理後、希釈して下水道に放流しています。

図1-1 生活排水処理システムの概要（平成28年度（2016年度））



総人口 403,952人（※平成27年国勢調査結果に基づく遡及補正前の平成29年3月31日現在推計人口）
（100.0%）

(2) 生活排水の処理方式別動向と現状

昭和41年度（1966年度）に猪名川流域下水道原田処理場を供用開始し、昭和48年度（1973年度）には庄内下水処理場を供用開始しました。その後下水道整備事業を計画的に推進し、図1-2、表1-1に示すように平成28年度（2016年度）には公共下水道人口は約403千人（総人口の99.8%）に達しています。一方、浄化槽処理人口や汲み取り人口は下水道整備とともに低下し、両者をあわせて664人（同0.17%）となっています。

図1-2 生活排水の処理方式別人口の動向

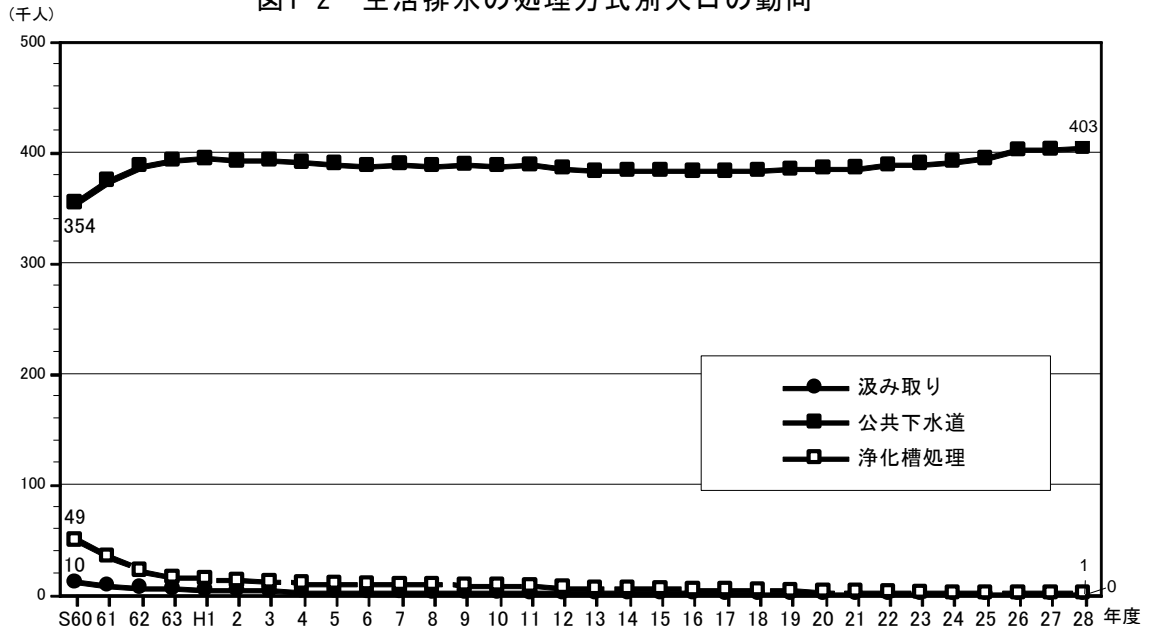


表1-1 生活排水の処理方式別人口（平成28年度(2016年度)）

区分	水洗化小計 (生活排水 適正処理率)		汲み取り	自家処理	合計 (年度末推計人口)
	公共下水道	単独浄化槽処理			
人口(人)	403,288	588	76	0	403,952
割合(%)	99.8	0.1	0.0	—	100.0

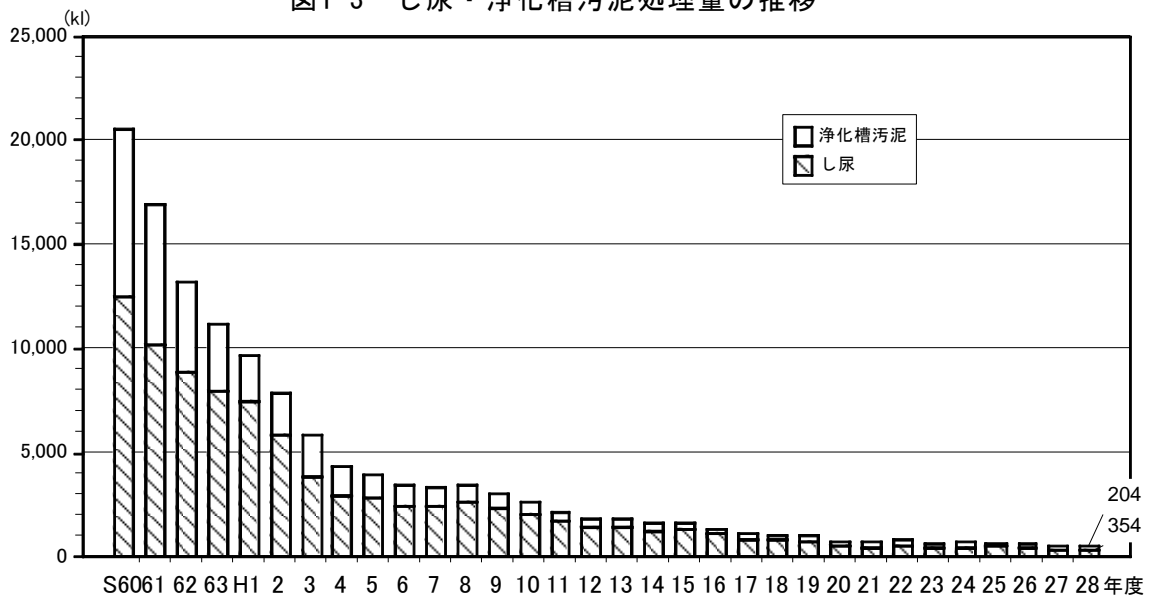
※

注) 合計人口は平成27年国勢調査結果に基づく遡及補正前の平成29年3月31日現在推計人口。

※合計値については、各項目の数値を少数点以下第2位で四捨五入しているため合致していません

図1-3は、し尿・浄化槽汚泥処理量の推移を示しています。汲み取り家庭や浄化槽処理家庭の減少とともに処理量は年々減少しており、平成28年度(2016年度)の処理量は約558.5kl（日平均1.5kl）となっています。

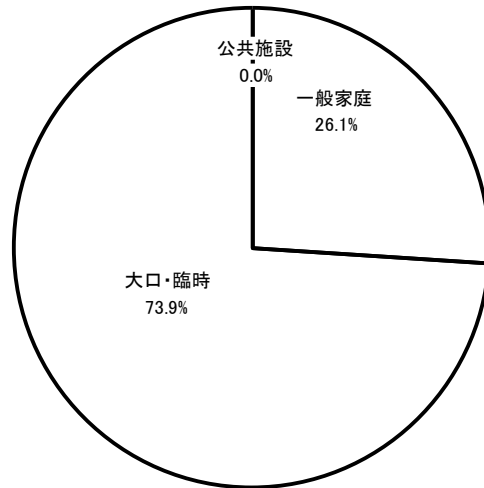
図1-3 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移



(備考)
○し尿及び浄化槽汚泥の処理量のS60～H3には、第二清掃工場での処理量を含みます。

し尿の収集量は、一般家庭、大口・臨時、公共施設とも年々減少し、平成28年度(2016年度)の収集量内訳は図1-4に示すとおりになっています。また浄化槽の設置台数も年々減少しており、平成28年度(2016年度)の設置台数は21基となっています。

図1-4 し尿収集量の内訳（平成28年度(2016年度)）



(3) し尿・浄化槽汚泥の収集状況

現在、し尿は100%委託業者（1社）により収集しています（表1-2参照）。浄化槽については、許可業者（8社）が浄化槽清掃及び浄化槽汚泥の収集・運搬を行っています。さらに、図1-5に示すように浄化槽設置家庭等の管理監督体制を整備し、また、浄化槽台帳に基づき維持管理状況を把握して、適切な維持管理の徹底に努めています。

図1-5 浄化槽管理監督体制

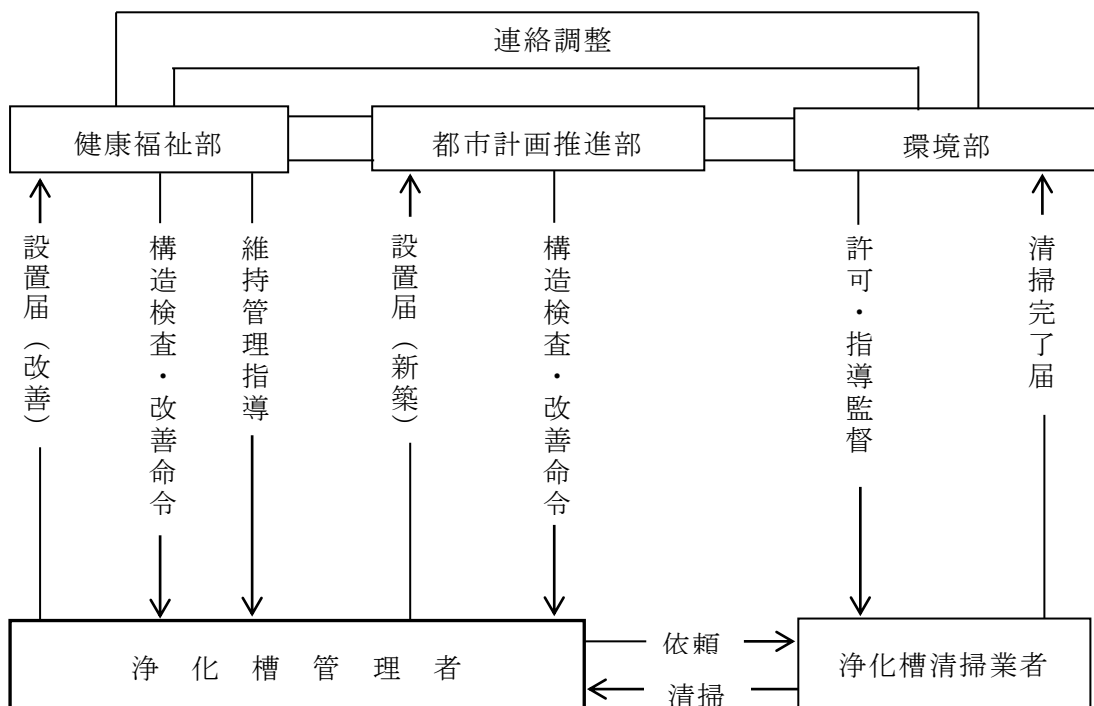


表1-2 し尿の収集状況

排出先	収集形態	収集回数	備考
一般家庭	委託収集	おおむね月2回	
大口・臨時		随時	工事現場、会社、アパート等
公共施設		随時	

(4) し尿処理手数料

し尿処理手数料は銀行納入により徴収しており、手数料は表1-3に示すとおりです。

表1-3 し尿処理手数料

(平成29年(2017年)7月現在)

種別	取扱区分	単 位	金 額
し 尿	世帯割によるもの	4人まで	月 660円
		1人増ごとに1人につき	月 150円
	臨時又は多量に 排出するもの	100リットルまで	5,620円
		100リットルを超える部分に つき100リットルまでごとに	1,120円
浄化槽・ビル ピット汚泥		1キロリットルまでごとに	1,500円

(備考)

し尿処理手数料の世帯割によるもののうち、特殊な便槽を使用する場合その他市規則で定める場合に該当するものについては、当該料金の5割を加算する。

(5) 処理施設の状況

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は伊丹市に処理を委託しており、伊丹市し尿公共下水放流施設で中継処理されています。表1-4には中継処理施設の概要を示しています。なお、本施設へは、豊中市サニテーションの閉鎖に伴い、平成20年(2008年)4月1日から投入しています。

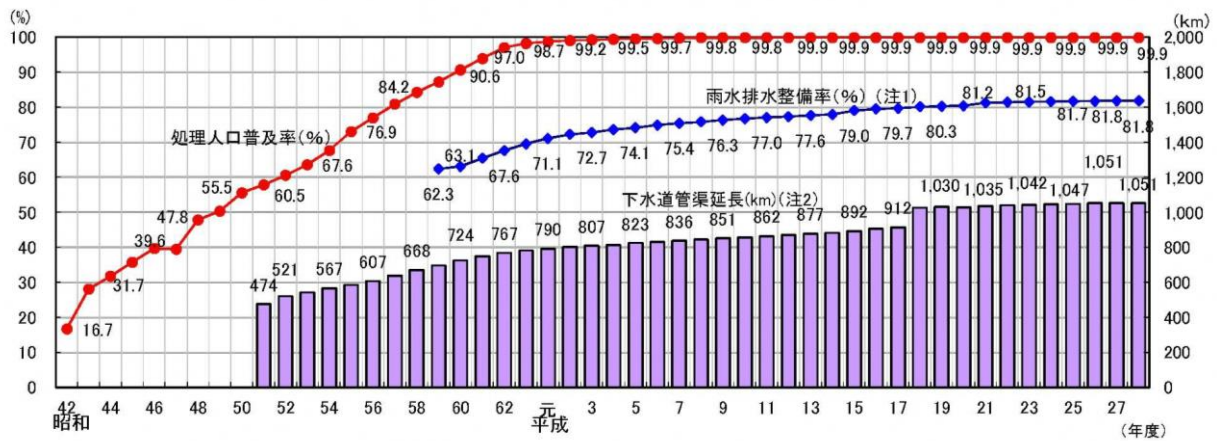
表1-4 伊丹市し尿公共下水放流施設の概要

施設の種類	し尿中継施設
施設能力	82k1/日/5時間
処理方法	前処理+希釈下水道放流
延床面積	541.20㎡
竣工年月	平成3年(1991年)4月1日
総工費	422百万円

(6) 公共下水道整備の進捗状況

図1-6に示すように下水道普及率は、平成28年度(2016年度)においてほぼ100%に達しています。今後は、下水道が整備されながら未接続となっている家庭等の接続を図っていく必要があります。なお、図1-7には下水道整備状況を示しています。

図1-6 下水道普及率の推移



※処理人口普及率(%)については、処理可能区域人口/行政区域内人口で算出しています。

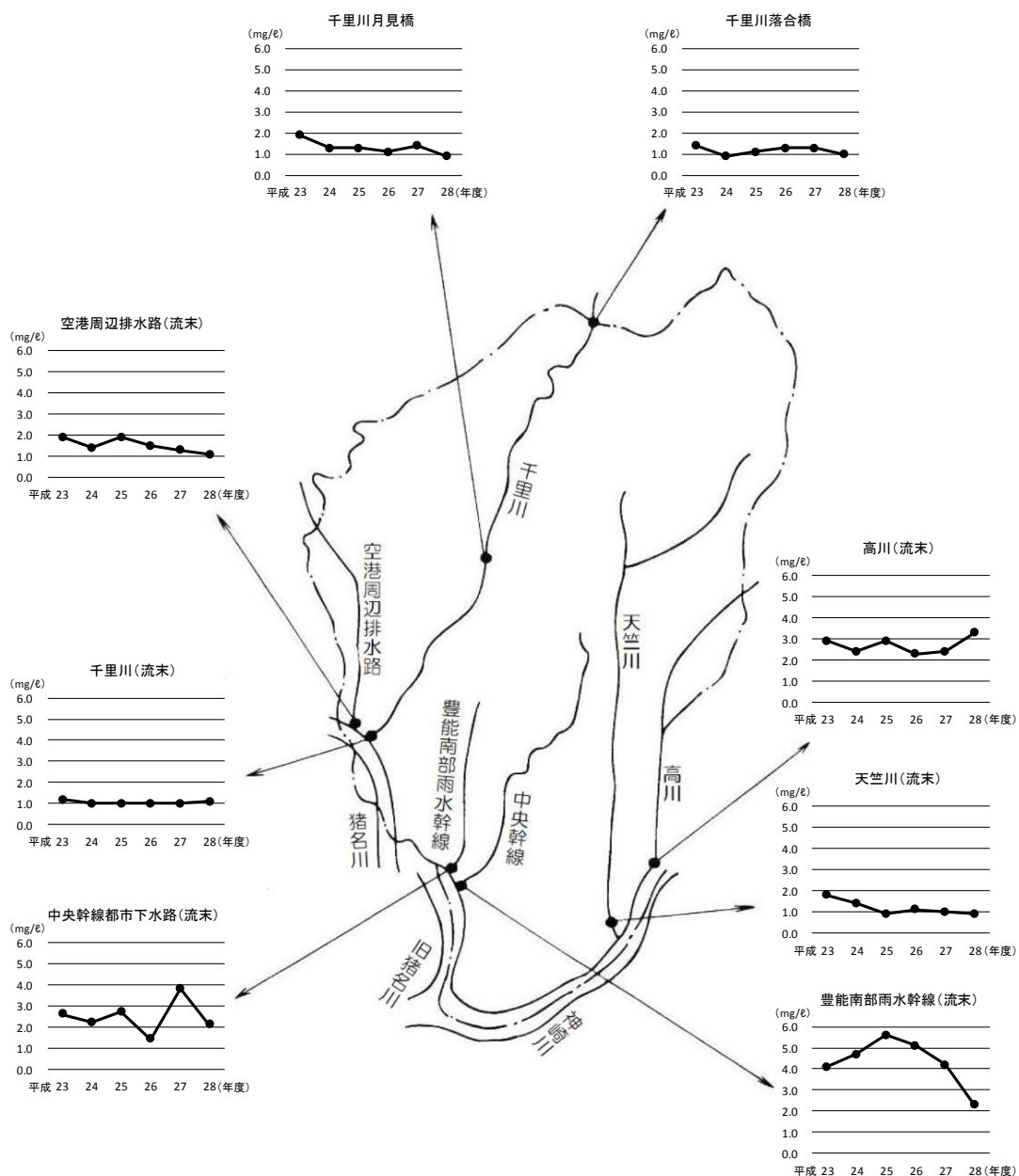
図1-7 下水道整備状況



(7) 市内河川等の水質の現状

市内河川等のBOD（生物化学的酸素要求量）で見た水質の経年変化は図1-8に示すとおりです。下水道の整備とともに河川等の水質が改善され、ここ数年、千里川月見橋、千里川落合橋、天竺川（流末）、空港周辺排水路（流末）では1～2mg/ℓ、中央幹線都市下水路（流末）、高川（流末）では2～4mg/ℓ、豊能南部雨水幹線（流末）では2～6mg/ℓとなっており、全体で見ると減少傾向となっています。

図1-8 市内河川等の水質（BOD）の経年変化



(注) グラフは測定地点の平成23年度(2011年度)から平成28年度(2016年度)のBODの経年変化を示す。単位はmg/ℓ。

第2節 計画策定にあたっての基本的課題

生活排水処理基本計画を策定するにあたっての基本的課題を以下に整理しました。

(1) 浄化槽の適正な維持管理の徹底

浄化槽の適正な維持管理については、関係機関と連携しながら、設置者への啓発を強化し、適正な維持管理の徹底及び公共下水道への切替えを促進する必要があります。

(2) ディスポーザー排水処理システムへの対応策の検討

ディスポーザー排水処理システムへの対応策について、関係機関と調整し検討していく必要があります。

(注) ディスポーザーとは厨芥(生ごみ)を粉砕して水とともに排水管に流し出す機器で、台所の流しの下に取り付けて使用します。ディスポーザー排水処理システムは、粉砕された厨芥が直接下水道に流されると下水道等に与える影響が大きいことから、粉砕された厨芥を処理するための浄化槽に類似した排水処理装置を設置し、下水道等に与える影響を軽減するシステムです。豊中市においてはディスポーザー排水処理システムの設置は認められていますが、ディスポーザー単体での設置は認められていません。

(3) し尿処理手数料の適正化の検討

し尿処理に係る経費とし尿処理手数料収入を比較すると受益者負担の割合は約13.5%となっています。このため、適正な受益者負担といった観点からし尿処理手数料の改定について検討していく必要があります。

《参考》し尿処理に係る経費とし尿処理手数料収入 (平成28年度)

し尿収集運搬委託料(a)	し尿・浄化槽汚泥処理委託料(b)	合計(a)+(b) (A)	し尿処理手数料収入 (B)	受益者負担割合 (B) / (A)
18,513,360円	22,162,125円	40,675,485円	5,487,120円	13.5%

第2章 生活排水処理計画の基本フレーム

第1節 計画目標年度

計画目標年度は、平成30年度(2018年度)を初年度とし、10年後の平成39年度(2027年度)を最終目標年度とします。なお、計画期間内であっても社会経済情勢が大きく変化した場合など、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

第2節 し尿・浄化槽汚泥処理量の予測

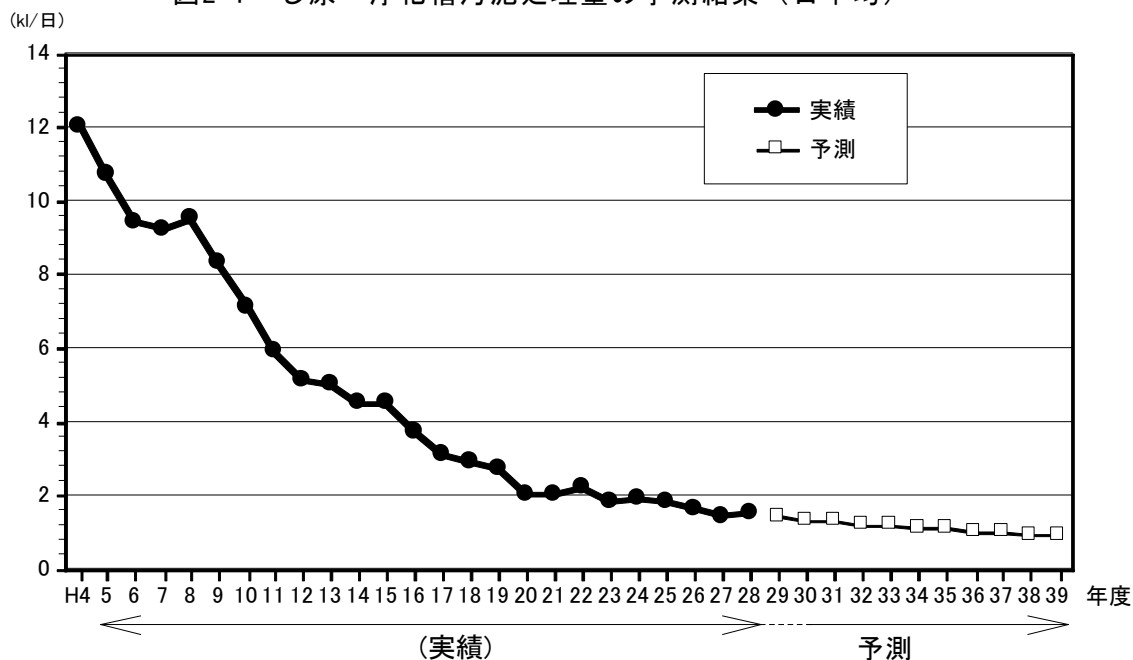
将来のし尿・浄化槽汚泥処理量の予測については、平成18年度(2006年度)から平成28年度(2016年度)までのし尿、浄化槽汚泥の処理量の推移に傾向曲線を当てはめ、将来の処理量を予測しました。

採用した予測式及び予測結果は表2-1に示すとおりです。また、図2-1には日平均処理量で予測結果を示しています。なお、ディスポーザー設置数の増加も見込まれることから、今後の動向を注視する必要があります。

表2-1 し尿・浄化槽汚泥処理量の予測式と予測量

種 別	予測式 (n : 平成年度、 r : 相関係数)		実績	予測
			H28	H39
し尿	べき乗式	$Y = 60519.77 \times n^{(-1.544601)}$ r (相関係数): 0.9141	354.1kl	211.0kl
浄化槽 汚泥	直線式	$Y = -6.691515 \times n + 371.5406$ r (相関係数): 0.6437	204.4kl	110.6kl
合計			558.5kl	321.6kl

図2-1 し尿・浄化槽汚泥処理量の予測結果 (日平均)



第3章 生活排水処理基本計画

(1) 収集・運搬体制

汲み取りについては、現在の委託収集で対応していきます。また、浄化槽汚泥については、許可業者による清掃・点検・汚泥引き抜き等を実施していきます。

(2) 処理体制

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、伊丹市（伊丹市し尿公共下水放流施設）への処理委託を継続します。

(3) 浄化槽対策

浄化槽管理監視体制の拡充により浄化槽設置家庭等の状況把握及び公共下水道への切替え促進を強化するとともに、許可業者の技術水準の向上を促し、浄化槽からの放流水による河川・水路等の水質汚濁防止に努めます。

(4) ディスポーザー排水処理システムへの対応

ディスポーザー排水処理システムへの対応について、関係機関と調整し検討していきます。

(5) し尿処理手数料の適正化

し尿及び浄化槽・ビルピット汚泥の処理手数料適正化について検討していきます。